

学生・生徒・学校のリスクを カバーします!!

こんな事でお悩みではありませんか？



- ✓ 学校で生徒が事故にあったら大変。
- ✓ 学生がインターンシップ先でトラブルを起こしてしまったら……。
- ✓ 自転車通学中の事故が多いと聞くけど。

もしものときに手厚く補償。
安価な保険料で、安心の学校生活・学校運営を！

Point
1

「専修学校・各種学校の実情を 熟知した財団が監修」

安価な保険料で、広く大勢の学生のリスクをカバーしています。

Point
2

「学生・生徒のために」

企業での就業体験としてのインターンシップが増え、それに伴い機械の誤作動によるケガや、機材の破損などに対する賠償責任事例も増加しています。本保険はインターンシップ中のトラブルにも対応しています。また、医療現場でのケガやトラブルにも対応しています。

Point
3

「学校のために」

学校教育活動全般を補償するのはもちろん、個人情報情報のネットへの流出など、社会的な打撃が大きい情報リスクにも対応しています。(マイナンバー対応可)

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団がつくった、専修学校・各種学校のための保険です。そのため、キメの細かさに自信があります。

加入校は約 **1,570** 校

加入者は約 **22万** 人 (平成27年度)

さらに

学校単位の加入で、
申し込みも簡単！



■希望の多い保険の組合せ例

学生・生徒
災害傷害保険

+

インターンシップ
活動賠償責任保険

NEW!

平成29年度から、「留学生補償保険」が追加となります！学校に在籍している留学生のケガや病気や賠償事故等の万が一に備える保険です。

<取扱代理店> **株式会社 第一成和事務所**

東京都中央区日本橋久松町11番6号 日本橋TSビル8階

引受保険会社(幹事)

お問合せ先 TEL.03-3669-2831



東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第2部文教公務室 東京都千代田区三番町6-4 電話03-3515-4133

インターンシップ活動賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険(株)の単独引受となります。

学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険(総合生活保険(子ども総合補償))、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険につきましては、上記保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。このご案内は、各保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず各保険のパンフレットや重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点がある場合は代理店までお問い合わせください。

16-T24646 2017年3月作成



三井住友海上



損保ジャパン日本興亜

専修教育

一般財団法人

職業教育・キャリア教育財団

特別座談会

実践的な職業教育を行う
「新機関」の創設に向けて

寺田盛紀 岡本比呂志 関口正雄 岸田裕一 司会…西島芳男

●中央教育審議会大学分科会の審議状況と
今後の高等教育政策の検討に対する専門学校への対応 千葉茂

●職業実践専門課程事例発表 荻野恵史

●現代社会を生きる高校生の実態とその指導方法 原清治

●初の18歳選挙に向けて、主権者教育推進のために 林大介

02

特別座談会

実践的な職業教育を行う 「新機関」の創設に向けて

寺田 盛紀 岡本 比呂志 関口 正雄 岸田 裕二 司会：西島 芳男

14

管理者研修会

中央教育審議会大学分科会の審議状況と今後の 高等教育政策の検討に対する専門学校への対応

中央教育審議会大学分科会臨時委員 日本工学院専門学校校長 千葉 茂

24

職業実践専門課程事例発表

東日本栄養医療専門学校における 職業実践専門課程の教育事例について

東日本栄養医療専門学校 荻野 恵史

29

「職業実践専門課程」の概要と認定状況

30

文部科学省 専修学校教育研究協議会

「専門学校生への効果的な経済支援の 在り方に関する実証研究事業」について

文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室

34

全国高等専修学校協会 教職員研修会

現代社会を生きる高校生の実態とその指導方法

～不登校傾向を持つ生徒への対応を中心に～

佛教大学教育学部教授、京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授 原 清治

42

全国高等専修学校協会 研修会

初の18歳選挙に向けて、主権者教育推進のために

～学校における授業実践～

東洋大学 社会学部助教 林 大介

48

全国各種学校協会 研修会

生涯学習による可能性の拡大、 自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた 環境整備に関する中央教育審議会答申について

文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課 民間教育事業振興室

54

全国専門学校青年懇話会

第26回経営戦略セミナーレポート

(学)西野学園 理事長 前鼻 英蔵

58

活動報告

- 学生用ワークブック「未来ノート」
- スクールプライバシーマーク
- 専修学校1年間の歩み(平成28年4月～平成29年3月)

特別座談会 実践的な職業教育を行う 「新機関」の創設に向けて

平成28年8月12日
東京・ホテルグランドヒル市ヶ谷で



専門学校新聞・臨時増刊号(平成28年8月30日発行)
「新しい高等教育機関の創設に向けて」より転載

※肩書きは当時のもの

中央教育審議会が5月30日、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（以下、新機関）の創設を当時の馳浩文部科学相に答申して以来、「なぜ新機関が必要なのか」「既存の大学と何が違うのか」「既存の大学でも職業教育は出来るし、実際にやっている」などという声が各方面から聞こえてきた。新聞等の論調も賛否に割れている。そこで本紙は中央教育審議会の特別部会で委員を務めた大学や専修学校関係者、また専修学校や高等学校関係団体の役員を加えて中教審の答申を中心に、新機関の創設について話し合ってもらった。

出席者＝敬称略＝

- ◇寺田 盛紀 ▷岡山理科大学教授・名古屋大学名誉教授▷中央教育審議会／実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会委員
- ◇岡本 比呂志 ▷学校法人中央情報学園理事長▷中央教育審議会／実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関に関する特別部会委員
- ◇関口 正雄 ▷全国専修学校各種学校総連合会常任理事・総務委員長▷特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構理事▷学校法人滋慶学園東京メディカル・スポーツ専門学校校長
- ◇岸田 裕二 ▷東京都高等学校進路指導協議会会長▷東京都立国立高等学校校長

司会：西島 芳男（専門学校新聞編集長）

新機関の背景と経緯

西島 今般の答申を受けて、「職業教育に特化した新たな高等教育機関（以下・新機関）」が、いよいよ制度化に向けて動き出しました。本日の座談会では答申の内容を中心に職業教育の展望を語ってみたいと思います。まずその前に、改めて答申に至るまでの経緯と背景を岡本先生にお聞きします。

岡本 全専各連の立場から申し上げると、昨年40周年の節目を迎えた専修学校制度は、学校数、学生数の増加も含めて、その職業教育の実績が国内外から高く評価されて今日に至りました。大学・

短大・高専と並ぶ高等教育の一翼を担う学校群です。

全専各連としてはその振興に向け文部行政に様々な要望を行い、実現してまいりました。今回の動きは、平成17年に高度専門士の称号付与がなされた頃から始まりました。専修学校自体の振興については、かなりの部分まで要望が達成され、あとは「一条校の壁をどう越えるか」という抜本的な改革への機運が高まったのです。そして平成18年に当時の中込三郎会長のもと、専修学校的一条校化運動がスタートしました。

その後、同じ年に教育基本法の改正がありました。教育目標の1つに「職業及び生活との関連重視」が盛り込まれたのです。平成23年にはいわ

ゆる「キャリア答申」が出されました。この時点で、新学校種の創設までは提唱されませんでした。が、職業実践に特化した教育の推進が謳われたことが起点となり、職業実践専門課程の創設が現在の新学校種の検討に繋がったと思います。今まさに、専門学校のステージが大きく転換、飛翔するところに来ているという認識です。

関口 一条校化への運動が始まったころ、東京都専修学校各種学校協会でも、様々な議論がありました。一条校化運動とは、職業教育と高等教育段階での主要な担い手である専門学校の社会的な認知、信頼の獲得を目指したものと理解の上で、色々な方法論が検討されました。

特に当時の小林会長のリーダーシップの下、専門学校教育の国際通用性の観点から、日本版Q F (Qualifications Framework=学位資格枠組み)の構築や職業学位 (Professional Degree) の可能性などが熱心に議論され、フィンランドなど諸外国の高等教育段階における職業教育機関の位置づけなども紹介されました。こうした検討は、小林会長が全専各連の会長に就任されることで、全専各連の新学校制度推進本部における検討に自ずと一本化されていったように思います。

岸田 高校の進路指導の観点から見ると、四年制大学でも定員に満たない大学がありますし、今の教養教育だけでは成り立たないと感じています。したがって今後、職業をある程度意識した高等教育機関は、間違いなく必要になることでしょう。

ただ、今年の学校基本調査によると、四年制大学の進学率が5割を超える一方で、専門学校や短大はここ2、3年進学率が下がっています。これは大学の就職率の上昇も背景にあります。私たちは教員の中にも「専門学校よりは大学に」という格差のような意識が抜きがたくあり、どうしても「大学へ」という指導をしてしまう。新たな職業機関が大学という形で制度化されれば、進路指導の在り方も変わってくると思います。

寺田 今回の新たな高等教育機関への動きは、客観的に見て専門学校団体の一条校化運動が背景

にあったのはその通りだろうと受けとめています。ただ長年、職業教育を研究してきた立場からいうと、職業教育および高等教育制度において、(職業教育機関の) 正規の学校教育化が十分整備されていないことは、国際的に恥ずかしいという自覚がずっとありました。

1975年の専修学校制度発足の時点では、文部科学省は「一条校と別に専修学校をつくる」という形で決着をつけたわけですが、爾来私は、日本の職業教育の高等教育化をずっと提唱してまいりました。つまりそれが長い背景課題としてあり、キャリア答申の時には、文科省もそこを意識していたのではないかと思います。大きな網をつくって、その中に一条校の問題を入れていく。大きな網というのは、専門教育としての職業教育だけでなく、職業観の涵養や一般的な職業準備といった、大きなキャリア教育の枠組みの中で、高等教育を含めて職業教育を位置付けるという構図です。

岡本 確かに、全専各連も当初の目的は専修学校的一条校化でしたが、様々な協議を通して、日本の高等教育をどうするかという視点に昇華していきました。文科省が描く高等教育全体のグランドデザインの中で、学術教育と並ぶ新しい職業教育の山を打ち立てる、その推進的な母体として専修学校が牽引するという覚悟で臨みました。

大学で職業教育は出来ない

西島 それでは本題に入ります。まず中教審の答申に対する受け止め方はいかがでしょうか。

岡本 今回の答申に至るまで半年間12回の有識者会議と、中教審の特別部会において1年で17回の会議で議論しました。私は双方の委員として参加していましたので、合計で29回と大変な長丁場で、しかもタフな議論でした。

当初は有識者会議で一定の方向性が出ていたため、特別部会ではそれを踏まえた具体的な制度設計の議論に入るものと思っていました。ただ有識者会議は生涯学習局の所管で、特別部会は高等教育局です。最初は自由討議から始まりました。「大

学や短大の中でも職業教育はできるし、実際にやっているから新機関は不要」という否定的な意見も根強くあり、議論があちこちに漂流して、途中で本当にまとまるのか心配になりました。

ですが我々も粘り強く主張すべきは主張し、文科省の事務局の方でも丹念に論点整理され、年明けから答案の素案が審議されるようになり、結果として（新機関を）大学体系に位置付けるとともに、独自の基準を作ることが文言に入れられるという、大きな成果を上げることが出来ました。よくここまでまとめて頂いたと感謝しています。

寺田 そうですね、会議が立ち上がることに一からのスタートですから、もう駄目かと思った時期もありましたが、最終的に本当によくまとまりました。部分的にはまだまだ問題が残っていますが、大きな意味では日本の職業教育と高等教育の未完成の部分が補正されることになり、高等教育に1つ大きな風穴を開けそうだという気がしています。

岡本 内容に関して言うと、新機関の基本理念や方向性は非常に良いものができたと思います。特に「職業実践知」と「学術知」の双方の教育を架橋するという方針は、新たな職業人材を養成する基本コンセプトとして、職業実践的な教育においては既存の大学を越えるものができたのではないのでしょうか。

関口 答申の前文にも良いことが書かれていますね。高学歴、大学志向の風潮の中で、本来スペシャリスト志向を持つ人も、道筋が見えないまま大学に進学して、結局、1つの職業の方向性を見出せないまま卒業してしまったという声が紹介されています。新機関のように道筋を示すものができれば、中・高校段階から、「自分はこういう傾向があるから、その分野の教育を受けていこう」とはっきり見えてくる効果があると書かれています。

岸田 高校の場合は総合学科などで、ある程度職業の基礎的なことは学んでいるのですが、大学に進むと全く役に立ちません。職業を意識して総合学科などがある高校に入っているわけですか



岡本 比呂志氏

ら、それに直結する機関があるのが望ましいと思います。しかも大学の学位が取れるので保護者の理解も得られやすいでしょう。

関口 もちろん既存の大学も職業教育をしていないわけではありませんが、やはり大学は体系的な学術教育を基盤にしているので、制度的に技能教育に大きく踏み出すのは難しい。したがって新しい機関の創設が必要である。こうしたことも答申に明記されています。

岡本 大学も様々な目的を持っていいのですが、総じて産業界と密接に連携した職業教育は十分にできていません。ここは答申のポイントですが、「大学や短大で職業教育をやってはいけない」とは一言も言っていないくて、実際できるし、やっています。ではなぜ新機関なのか。最も大事なのは、新機関は「産学連携」を義務化している制度だということです。制度の中に産学連携による職業教育がビルドインされている。一方で大学・短大は任意に取り組める。そこの違いが非常に大きいのです。



寺田 盛紀氏

もう一つのポイントは、新機関の機能を、「既存の大学の学部や短大の学科に付加する形で併設しては」という意見もありました。既存の大学・短大の一部で実施することで、大学や短大の名称もそのままにするやり方です。そして単体で設置する場合だけが、専門職大学（仮称）や専門職短期大学（仮称）と称するわけです。これは看過できない意見で、私は「今までの議論の流れと違う。新学校種を作ることの意味がある」と強く申し上げました。

専門学校であろうと、大学・短大であろうと、新機関を「設置する」形態をとる。そこを踏まえた設置基準が出されると思っています。

寺田 今回示された、「実践に特化した職業人を養成する目的」の職業教育は、率直に言うと今の大学では不可能です。私も大学で産学連携の授業を受け持っていますが、せいぜい4年間で6単位、多いところで8単位、熱心な大学でもその程度です。いまの大学の仕組みではその程度しか入れられず、新機関の想定する濃密な職業教育はで

きません。答申では、例えば企業内実習を「600時間」としていますが、そこにも新機関の意気込みがうかがえます。法定資格を得る医療等の分野はともかく、観光や情報など幅広い職業教育は、大学では到底及ばないところです。

関口 それに関しては答申でも、今後の人材需要が見込まれるのは、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者等とあって、その他の職種は総じて減少が予想されると書いてあります。また時代の流れとして、1つの企業の中で職務内容を限定せずに働く「メンバーシップ型の雇用」から、職種の専門性に基づく「ジョブ型雇用」へのシフトが進んでいくという認識が強調されています。

大学との差別化

西島 逆に答申の内容について、今後の制度設計を考える上でもっと踏み込んだほうが良かった、若干物足りないという部分はありますか。

関口 職業教育が必要という、大きな前提の浸透と、大学でなぜできないのかについては、もう少しきちんとした理論武装が必要だったと思います。例えば先ほど話に出た、観光など幅広い教育は、大学では最終的に「学問」に着地してしまいます。一方、専門学校ではコンピテンシーを厳選してラーニングアウトカムを設定し、そこからカリキュラムを編成するのが当たり前になっています。そこまでいかなければ職業教育ではないと、もっと明文化してほしかったですね。

岡本 大学や短大が新機関を必要としない職業教育を行うために、「大学の機能分化を進める」、さらには「大学の目的を変えればよい」という発言まで部会では出ましたが、私は、それは大学・短大の自己改革の問題だと思います。専門学校は補助金もない中で、非常に努力して自己改革してきました。それに「新しい酒は新しい革袋に盛るべき」であって、「やはり新しいものを作らなければ大学や短大の自己改革は無理だ」と考えている方は少なくないと思っています。産業界の委員も、経団連のアンケートを通して半数以上が新機

関に賛成です。確かに新機関をつくる意義はまだ十分に浸透していませんが、そのなかでも期待感があります。新機関の創設を機に、専門学校も含めて大学、短大が自己変革すれば、高等教育の大きな転換点になると思います。

関口 もう1つは、各論になるかもしれませんが教育の中身です。岡本先生は先ほど、「職業実践知」と「学術知」の架橋を新機関の基本コンセプトとして評価されましたが、いわゆる理論と実践を具体的にどのように統合化して設計するのは、かなり明確にしないと教育の中身がイメージできません。

岡本 「架橋」というのは統合の意味ではなく、軸足はあくまで職業実践知を養う専門教育です。新機関の教育課程は構造的に、「教養」「専門基礎」「専門教育」で編成されています。そしてその教養も、歴史や文学、哲学といった従来の大学型のリベラルアーツではなく、職業人を育成するために必要な幅広い教養を指しています。この点は中教審でもかなり議論され、既存のものと一線を画す新しい教育構造を示せたと思います。

関口 それは理解していますが、特定の職業に向けた教育の方向が明確でない時に、職業実践知とそれに関連する学術性を統合するとはどういうことか、それぞれの要素をカリキュラムに配置するのか、あるいはもっと違った形なのかが気になる

ところです。例えば医療分野でしたら、臨床実習などは（理論と実践の）統合性が持たせやすいのでイメージしやすいのですが。

寺田 おっしゃる通り、教育課程上、何をイメージするかは非常に難しい話ですね。例えば中教審大学分科会で検討された「大学の機能別分化の促進」の中に、1つの機能として「幅広い職業人養成」というものがあります。これは観光や情報など法定資格のない職業分野を想定していると思いますが、新機関の養成する人材像と重なっていて、（新機関が）大学との差別化にはならない。答申には新機関の教育方向性として「一定の職業分野の関連知識」とありますが、これも幅広い職業人養成とどう違うのか曖昧です。

一般に、職業教育のカリキュラムには、特定の職業に対応する専門知識と技能教育にプラスして、総合力の強化という点で「関連知識・技能」の項目が組み込まれます。これは専門知識と実践力の深化を統合するようなPBL型の授業だと捉えていますが、確かに（答申の記述で）何をやるのか分かりにくいのは、特定の授業だけでなく幅広さを担保しようとしたからではないかと思っています。たぶん専門ばかりでは駄目だというのがあったかと思いますが、この点は今後の課題でしょう。

岡本 つけ加えると今のお話は、中教審で最初



に何遍も議論した「養成すべき人材像」に深く関わっています。現代はこれだけ産業構造が高度化し、イノベーションも進んで、例えばAIの進化によって人間の知的労働さえ代替できる可能性が出てきました。そうした変化の中で、今ある職業は10年、20年後には半分ほど無くなると言われています。つまり、特定の職業を想定した教育だけでは陳腐化の恐れがあり、激しい変化に対応できる職業人を広く育成しなければならないという点に、新機関をつくる意味があります。

現時点では総合力の強化、すなわち専門教育のベースとなる「専門基礎」をあまり広く取るのめんどろかとは思いますが、IT分野を例に挙げると、色々な専門領域はあるものの共通する部分もあるわけです。そうしたものを専門基礎に設定すればいいと思います。

寺田 “翼を広げる”という視点もあるでしょうね。情報関係でいえばソフト開発があり、その応用領域があるように、特定のところに収束させない狙いもあるかと思っています。一方であまり広げてしまうと既存の大学との区別ができないという懸念も残りますが。

関口 特定の職業に就くことの閉鎖性といいますか、そのことが従来の職業教育が低く見られることに繋がっていたという指摘は、答申の中にも出てきますね。これに対する形で、新機関では問

題解決や価値の創出ができる人材像を強く打ち出しています。しかし誰もが一度は特定の職業に就くのです。特定の職業に焦点を合わせた議論がなされなければ職業教育とはいえません。

寺田 今回の答申はそこが1つの限界でしょうね。個人的には（職業教育は）専門特化型でいいと思っています。カリキュラムでいうと、岡本先生が言われるように専門基礎で総合力を担保し、選択科目で関連分野の学習をする配置になるのではないかと考えています。

新機関の制度設計

西島 新機関の制度設計など答申の各論についてお聞かせ下さい。

岡本 私たち専門学校関係者がもっとも危惧しているのは校地及び校舎の面積です。大学設置基準では今、大学と短大に校地一人あたり10平米が課せられていますが、これを適用されれば都市圏の専門学校では無理だという話になる。地方の、土地が豊富にあるところ、つまり交通の便があまりよくない立地でしかできません。

本来は教育プログラムが設置基準において一番優先され、審議されるべきで、運動場や体育館、土地で縛るようなことは本末転倒です。もちろん校舎も一定の面積が必要ですが、専門職大学



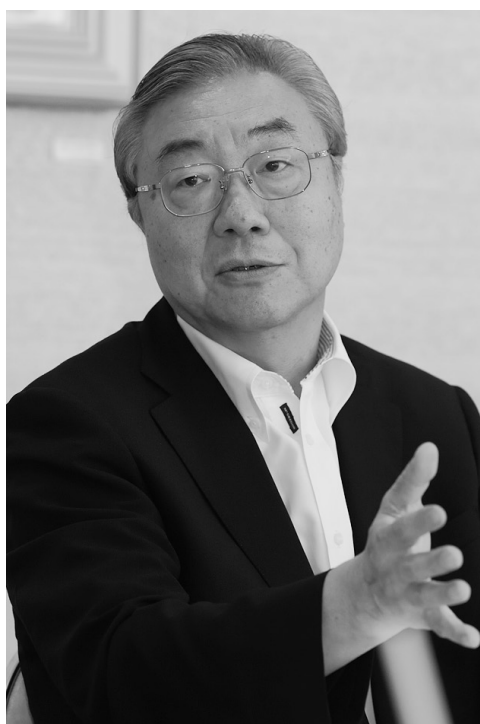
院と同じように「必要な校舎を有する土地」という規定にしてもらいたいと全専各連で要望しています。答申にも「独自の基準」と方向性が出ていますので、大学や短大と一律になることは、「ない」とまでは断言できませんが、少なくともなくなる方向だと理解しています。

そもそも、既に答申が出ていますから、具体的な法律と設置基準は、文科省の責任において答申の中身を踏まえてセットで作られるべきです。特別部会のように、一からどうしようかということには、(設置基準を審議する) 大学分科会ではない。逆に我々全専各連として、「大学と異なるこのような基準をつくるべき」という要望や意見をこれからどんどん出そうと思っています。

寺田 私が注視しているのは修業年限です。今回、4年一貫コースと前期・後期にわたる2つの設計が提示されました。ぜひ両方とも実現してほしいところです。特に前期・後期制には特別部会で異論もありましたが、ここがまさに新機関の特色です。前後期を置くと、前期からいったん就職をして社会に出る人もいれば、後にその人たちが戻ってきて、職業資格と同時に学士を得るというキャリアアップに繋げる機能ができます。また高専や短大の卒業生が社会人になってから、後期課程に直に入学する可能性も担保できます。職業教育において社会人の学び直しと同時に、短期高等教育機関との接続を確保する点で、非常に大事な設計です。

岡本 中教審では全体を通して社会人の学び直しを打ち出していましたので、私もとても良い制度だと思います。ただ問題は、教育課程をどう組むかですね。有識者会議の頃からずっと言ってきましたが、新機関の制度の根幹は「産学連携」です。当然、その中核的な要素である、企業の講師派遣や企業内実習、インターンシップ等に配慮してもらわなければなりません。なお答申ではインターンシップを含めて企業内実習という表現に統一しています。

企業内実習は2年間で300時間、4年間で600時間以上に義務化されますので、前期・後期制では



関口 正雄氏

それぞれ300時間ずつになります。4年一貫制だと3年次や4年次に集中して組み込むなど柔軟にできるのですが、区分制だとそうはいきません。そしてその中身ですが、一般的な「インターンシップ」には、企業側のプログラムに学生を参加させるイメージがあります。一方で最近よく言われる「コーオプ教育」(コーオペレイティブ・エデュケーション) は、教育機関が企業と共同でプログラムをつくり、企業と密接な連携を取りながら学生を育成するものです。今回の答申の精神や議論の中身からすると、答申で想定する企業内教育は、従来型のインターンシップよりコーオプ教育に近い。そうなると時間もかかるし、緻密な連携も求められるので、設置基準の時にもう一度ここを定義し直す必要があると思います。このまま「300時間」「600時間」だけが一人歩きするのは非常に心配しています。

関口 同感です。専門学校でも医療系を中心に、ある程度実習モデルが確立している分野もあれば、そうでない分野もあります。ゼロから企業

内実習をどう設計するかはもっと詰めた議論が必要で、時間数だけが先に示されてしまうと逆に大変になるでしょう。

寺田 しかしそこが新機関の一番の特徴なので、崩してしまうと存在意義を失ってしまいます。一番難しいのは、福祉関係など400時間の法定実習を課されている分野と、そうでない分野との整合性です。一般的な幅広型の教育を行う分野で、企業内実習がどれだけできるか努力してもらわなければなりません。そうでないと既存の大学と一緒になってしまいます。しかし、現在の学校運営の中では難しいことなので、コーオペ教育的な産学連携システムができるコーディネート機関を、企業と学校の間に設けるべきだと思います。

岡本 産業界の負担も懸念事項ですね。企業活動をする一方で、長時間かつ大人数の企業内実習がどこまでできるか。その点を含めた制度設計をしないと絵に描いた餅になりかねません。

関口 他に気になるのは教員組織です。答申には専任の実務家教員を4割以上配置するよう義務付けるとともに、その必要数の半数以上、すなわち20%は「研究上の能力を併せ有する者」としています。実践的な職業に関する研究能力とは何を意味しているのでしょうか。

寺田 その教員の業績をどこまでカウントするかがポイントだと思います。専門分野の修士・博士であることに加え、学校経営やカリキュラム研究などの部分をどこまで業績に加えるかが1つの論点になるでしょう。個人的にはあまり心配ないと見ています。というのは既存の大学でも、新たな学部・学科をつくる際の教員審査の中身がずいぶん変わり、設置審は実践的業績をカウントする方向になってきているからです。その延長で考えればよいのではと思います。

岡本 確かに研究能力をどう定義するかはこれからの課題ですが、もう1つ大事なのは、専任になって現場を離れた途端に、ある種の陳腐化が始まるという問題です。実際はそれだけのレベルの教員ですし、絶えず団体等に所属して自己啓発を

しているので簡単に陳腐化はしないと思います。が、ともかくこの点に関しては「みなし専任」という考え方を導入しています。企業から派遣してもらう講師の一定数を専任に相当するとみなすもので、これは既存の大学にはない全く新しい考え方です。このカウント法や制度化をきちんと設計することで、ユニークな教員組織が可能だと思います。

関口 私が危惧するのは、分野ごとに企業内実習の設計ができ、その成果をどう捉え、成績評価するかについての方法論を持つ人が、いまのところほとんどいないということです。アクティブラーニングの評価方法などを研究領域にされている学者の方は沢山いますが、業界のこの領域の企業内実習は、非常に現場的な設計ですから、そこを研究する人を探すのが難しい。むしろそこが大変です。

寺田 実践的な職業教育では、どうしてもその問題が付きまといます。実際、既存の大学でも実習分野を担当する教員の確保に悩んでいます。大学や大学院でそうした研究領域がないから、人材が生まれるわけがないのです。したがって長期的に人材を養成することが非常に大事で、先に申した通り、企業と学校の間に何らかのセクションが必要です。例えば韓国の専門大学では、産学連携センターの専門職員が、企業と相談しながらカリキュラム開発を行っています。

岡本 さらに実務家教員としての資格を適切に評価することの難しさがありますね。企業や産業界の内外で、その人が評価されてきた業績をどう文科省の設置基準に反映させるか。これは非常に難しいので、私はモデル化して要望することをもいいと思っています。

質の保証と財政

関口 先ほど寺田先生から前後期制の話が出ましたが、東専各協会でも高度専門士課程を考えた時からこうした構想は明確にありました。前後期制は社会人の学び直しという点でも大きいです

し、また医療系など臨床教育の分野を考える時に、一度働いて、その経験を踏まえた臨床教育が効果的という話もあります。

そうすると問題は評価です。従来のように卒業段階で評価するだけでなく、後期課程に入る前、出た後と、その人が働いた業界の評価も加味する必要があるかもしれません。つまり分野別評価の設計において区分制も前提にすると、現場経験も勘案するので必然的に業界を巻き込むことになります。これはとても大きな制度設計なので、ぜひ実現してほしいと思います。

寺田 評価には、設置認可の時の評価と、認証評価の2つがあります。また認証評価の前提に自己評価、内部評価がありますが、ここも今後の課題で、機関別評価と分野別評価の関係が明確ではありません。また新機関の想定では、専門学校だけでなく、高等教育に共通する特別な評価の枠組みを作る必要があります。学校の違いにより調整、補正する部分は、機関別評価で最低限の統一性をとればよいと思います。

今後は機関別評価と分野別評価の項目などを仕分けする作業が必要になるとともに、その評価団体は基本的には異なるべきだと思っています。分野別の場合は産業界の関係者や専門家などが実践的な部分、機関別評価の場合は、一般的な設置認可対応型の組織の教員要件をチェックするという形です。分野別評価の団体育成と公的認定は急いでやってほしいですね。

岡本 答申では、自己点検評価と認証評価機関による評価を義務付けると明確に位置付けています。その上で機関別評価と分野別評価を一体的に行うとしています。いま大学評価も2周目になり、いろいろな課題や問題もある一方で整備もされてきました。そうしたなかで、機関別評価と分野別評価を一体的に行うことは十分にあり得る話です。ですが（一体的に）認証する評価機関がある程度見えていないと、文科省もなかなか難しいので、その辺も並行して、産業界と一緒にどう認証評価機構を作るのかも推進していかなければならないと思います。

関口 恐らくそれぞれの業界と学校の団体が連携して、認証評価団体を目指しつつ、新機関の評価機構になっていこうという動きが出てくると思います。職業教育機関の評価ということでは、分野別評価が大変重要です。分野別評価をどのように新たな学校種において行っていくのがよいのか、機関別評価の実施とどう連携するのか、これから議論があると思います。

但し、「機関別評価と分野別評価の一体的運用」などが検討される前提として、分野別評価機関のイメージを明確にし、その設立を促進する方法論を獲得する必要があります。

ただ単に分野の専門的知見を有する人を揃えれば、分野別評価ができるわけではなく、分野別評価機関の設立と、分野固有の教育のあり方とその評価について評価基準や評価の観点をまとめ、表明することが分野別評価機関にまず求められると思います。

また分野別評価機関は、①その分野の有力かつ健全な業界団体や職種団体、②高い組織率を持つ当該分野の学校協会、③当該分野に関連する学会、④国家試験がある分野などでは、試験問題の作成を通じて学習のゴールに関わり、かつ卒業生の初期キャリア形成支援を行っているような団体、などから構成されることが期待されます。こうした業界団体などが主体的に参画し、検討・設計した評価の考えや基準と方式による分野別評価機関であるからこそ、正当性と一貫性が担保され、職業教育の分野別評価への信頼を得ることができるのではないのでしょうか。

そもそも分野をどう捉えるのか、という課題もあり、分野別評価の世界を創るのは大変ですが、分野ごとにきちんとした分野別評価機関が設立されることを避けて通るわけにはいかないでしょう。

岡本 ただ新機関は、文科省が認証した機関が行う、法律に基づく第三者評価であるのに対し、専門学校の第三者評価は、法律で設置基準を改正しない限りはあくまで任意の取り組みとなります。そこに違いがあります。

関口 現在の職業実践専門課程における分野別評価の検討は、岡本先生が言われるように認証評価を前提にしたものではありません。しかし先行的に在り方を探る時に、参画すべき業界、学会、学校協会に働きかけができる要素は、現状の専門学校の第三者評価における取り組みでも持っていると言えるかと思います。

寺田 私はもう少し大きい枠組みのほうがいいと思っています。新機関であれ、大学、短大、高専であれ、同じ分野の認証評価をする組織づくりを考えたほうがいいのではないのでしょうか。

西島 企業内実習、教員組織、質保証と各論の話が出ましたが、他に何かありますか。

岡本 新機関の財政について一言。答申には「基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する就学支援や教員に対する研究助成は、従来の大学、短大と同様のものを基本とする」と書いてあります。これに加え、新機関の特性に鑑みて民間資金の活用も重要、関係省庁や地方公共団体等からの多様な資金を導入していくことも必要。施設設備についても、産業界から提供や支援があってもいいという議論もありました。つまり大学・短大の私学助成に加えて、新機関には民間資金、関係省庁、都道府県の多様な資金の導入が加わると私は理解しています。

間違っても、「民間資金や他の資金導入があるから基盤的財政が減ってもいい」「大学や短大より少なくしていい」ということではありません。このような論調には毅然と反対してきましたし、これからもそうするつもりです。

岸田 新大学が創設されてからも、いろいろと解決しなければならない問題があるようですね。高校の教育現場には、新大学に関する情報がほとんど届いておりません。進路指導の教員を対象にした情報交換の場のような研究会があると助かります。

専修学校の振興

西島 今後の専門学校の振興についてお話し下

さい。

岡本 職業実践専門課程は、我々専門学校が今まで取り組んできた産学連携の仕組みをもっと明確にする、学校評価もしっかり行って内外に情報公開するという点に特色があり、さらに専門学校の3分の1が認定されたことで、社会的評価の向上につながる専門学校の質的な担保において、専門学校としても大変意義がありました。

ただ当初、職業実践専門課程は新機関の先導的試行という意味合いがあったのですが、結果として学校種として別のものになります。もちろん認定校が新機関に転換するという面では連動するのですが、大学体系に位置する新機関と専門学校はあくまで制度的に異なります。全専各連としては今後、新機関の制度化と専門学校、なにかずく職業実践専門課程の振興を、いわば「車の両輪」として両方を推進していくつもりです。

関口 確かに新機関の話は、職業実践専門課程ができてこれから、という時に、割に唐突に出てきた感があります。しかしそれは職業教育を高等教育に位置づける海外の潮流に呼応するとか、保護者も含めて大学志向が強い中で職業教育をどう位置付けるかとか、高等教育改革の流れの中で早急に取り組む事情があったのだと理解しています。

そのことの良し悪しは時間を経なければ分かりませんが、ともあれ専門高校、専門職大学（仮称）、専門職大学院という職業教育の大きな柱が1つできました。そしてそれは専門学校にもプラスに働く面はあると思います。大学に行こうとする人達に、こういう（職業教育の）道もあると意識させることで視野が広がり、第三段階教育としての専門学校も新たに注目されるといったことがあるかもしれません。一方で、一条校ではないということで、専門高校、専門職大学、専門職大学院という流れに乗れない、連続しない学校種と見られる。そういう側面があることも事実なので、その部分では業界が新たな課題を抱えたということかもしれません。

すでに中長期的に専門学校の振興を考えること

が必要という観点から、「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」も開かれ、もうすぐ中間報告がまとまります。一部が大学体系に移行する中で、既存の専門学校はどうやって質を保証し、世の中の信頼を勝ち取るかというのは大きなテーマです。

岡本 質保証の柱はやはり職業実践専門課程の推進で、これはすでに全専各連の方針にも定めています。残念ながらまだ具体策が出ていません。9月の新体制発足と同時に具体的な政策を作るべきだと思っています。

すぐに考えられるのは助成策です。現在、各都道府県で職業実践専門課程の認定学科に対する若干の補助が出ています。これを全国的な動きにするとともに、文部科学大臣の認定であることから、文科省にも何らかの予算を要望していきます。

確かに職業実践専門課程において、自己点検評価や学校関係者評価は義務化されていますが、それでも設置基準以上のハードルを課しているわけですから、負荷が相当かかっているのは事実です。そこに対する支援がないとなかなか難しい。制度をつくった以上は予算化を含め、国と都道府県で職業実践専門課程をサポートする政策を具体化する方向性で考えています。

関口 質保証について補足すると、専門学校では文科省事業として、職業実践専門課程に関する先進的な取り組みに関する事業の一部として、11分野にわたって第三者評価、分野別評価を試行しています。学習成果をどう把握するか、評価にあたって業界とどう連携するかなど、分野ごとに詰めてモデルの確立を進めています。新機関は当然ながらこうしたことに着手する段階にないわけですから、この点では専門学校が職業実践専門課程を中心に、質保証の在り方を先行して示すことは、専門学校自体の振興策に繋がる話ではないかと思っています。

岸田 確かに、産業界との連携がしっかりしていれば、我々高校側としても生徒を送り込みやすいですね。高校としては（大学一辺倒といっても実際は）、今の大学も大部分は経営が成り立って



岸田 裕二氏

いるのか心もとない中で、意識しているのはやはり「その先」にどう繋がるか、つまり生徒が自分を活かせる就職ができるかどうかです。専門学校にそれだけの価値があれば、高校としても大学ではなく専門学校を勧めると思います。

岡本 専門学校の振興もそして新機関の創設も、高校生の進路選択の幅を広げるとともに、社会人の学び直しの受け皿を拡充するという点で、社会の発展に大きく寄与するものです。新機関は順調に行けば最も早くて平成31年4月開学のスケジュールになりますが、高等教育全体の社会的評価を高めるという大きな志を抱いて、粛々と準備を進めてまいりたいと思います。

西島 私どもも、新機関の誕生に期待しながら、専修学校の動向も注視していきたいと思っています。本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

（この座談会は平成28年8月12日に開きました）

中央教育審議会 大学分科会の審議状況と 今後の高等教育政策の 検討に対する 専門学校への対応

[講師] 中央教育審議会大学分科会臨時委員
日本工学院専門学校校長

千葉 茂

[講演] 平成28年12月7日 (一財)職業教育・キャリア教育財団／管理者研修会
(東京・アルカディア市ヶ谷)

今日は、中教審大学分科会での審議の様子をみなさんにお伝えします。私は、新しい学校種、専門職業大学（仮称、以下同じ）の制度化を検討する委員会に、大阪工業技術専門学校理事長の福田益和先生とともに、大学分科会と専門学校との懸け橋として参加をしています。

今度、一条校である大学制度に規定される専門職業大学という教育機関が、国の要請にしたがってできるということは、我々も学校教育法一条の学校について勉強する必要があることを意味すると私は思います。大学分科会でどのようなことが審議されているのか、学校教育法一条校の学校がどのようなことをしているのか、ぜひみなさんも知ってください。

学校教育法一条校と専門学校の成りたち

専門学校がどのような成り立ちかということを考えると、この大学分科会の話が理解しやすいと思います。

小学校から大学までのいわゆる学校教育法第一条に制定されている学校は、基本的には国がやるべき教育を行います。公立学校があり、さらに私立学校がその補完をする形で成り立っています。高等専門学校は、昭和36年、所得倍增計画という国の政策に基づいて、工業人材の必要性から国の要請（政策）にしたがってできました。ですから全国にある高専のほとんどすべてで工業を教えています。

専門学校は制度化されるまで、私塾的な形で行われ、その大半は、和裁や洋裁などの分野を教えるものでした。働く人たちの技能修得のため、あるいは職に就くため、ということが教育目的で、国の方針に沿った教育をする学校教育法一条校とは成り立ちが異なります。

学校教育法一条の学校は、国の方針に沿っていろいろな規制がある代わりに助成金、つまり予算がつきます。一方、我々専門学校は国の規制というのは極めて少ないですが、その代わりとして予算はなかなかつきません。

中央教育審議会大学分科会の役割

大学分科会は、実際には、高等教育機関に関する審議を行う分科会で、大学のことだけを審議しているわけではなく、専門職大学院、短期大学、高専、専門学校、専門職業大学のことも議論します。また、高等教育全般の充実をはかるために、高等学校教育にも関与するような非常に幅広い検討を行います。そのような大学分科会の中に、我々の専門学校の制度づくりも含まれています。

大学分科会のメンバーは、国立大学、公立大学、私立大学、短大、高専の関係者、学識経験者、企業の方、そして専門学校関係者と大変多くの人員で構成されています。委員全員が平等に発言するとなると、会議の中での発言機会は一回程度です。その中で、何とか専門学校にとって必要な発言をしているというのが現状です。

もう1つ、大学分科会では、学校教育法一条校である大学の質保証も総合的に審議しています。国から税金を投入する以上、質の保証というのは大きな問題になります。

「2030年の日本」検討・対策プロジェクト

大学分科会での検討は、平成25年に閣議決定された第二期教育振興基本計画に基づいています。教育振興基本計画を遂行していくため、現行制度をどのように活用していくか、あるいはどのように変えたらよいか、グランドデザインを描き具体的に落とし込んでいきます。

その教育振興基本計画は、国家戦略本部の『「2030年の日本」検討・対策プロジェクト』がもとになっていると会議の中で読み取ることができます。

『「2030年の日本」検討・対策プロジェクト』報告書は、「人口の変化」、「技術の変化」、「環境の変化」、「時空の変化」という4つの大変化と、「国際秩序の変動」という1つの変動の5項目で構成されています。この後お話しする第二

期教育振興基本計画に関連しますので、大まかにここでご紹介します。

「人口の変化」とは、少子化による労働人口の減少を改善するため、社会人の学び直しや家庭に入っている女性の社会進出を促すようなしくみづくり、また長寿化による高齢者の再雇用などについても考えていきたいと思います。

また、それに関連して、東京一極集中の改善と、地方創生です。「まち・ひと・しごと」というキーワードで地方創生を推進していく方向です。東京の大学では、今年から定員超過の比率を1.3倍から1.2倍に、さらに1.1倍にと低くされることになりました。地方に人口を留まらせる方策として、東京への流出を抑制する政策をとっています。

「技術の変化」では、2030年には、今の「ものづくり」の製造業ではなくIoTと製造業、あるいはロボットと製造業といった変化が起きてくることを想定しています。我々専門学校も高等教育機関としてニーズの変化に直面するのではないのでしょうか。生命工学、人工知能、ロボット、自動運転、情報通信、エネルギー、こういったことに関した改善が求められてくるだろうと思います。

今まで、日本では製造業が非常に発達していたのですが、その部分を改善していこうという動きが既に出ていると思いますし、加速するでしょう。今後数年間にITやロボット、人工知能といったものが、大学の学部の中に新設されるといったような動きもみられると思います。

「環境の変化」は、異常気象や災害や食糧のことです。専門職業大学で想定される分野の中にも、IT、サービス、農業が入っていました。これはIT農業やドローンと農業など、我々の学校群でも取り組めることがあると思いますし、「環境の変化」にあわせた研究や人材の育成を、大学や短大、高専、専門学校、専門職業大学でやって欲しいという要求がおきてくるということも想定されます。

「時空の変化」では、サイバー、グローバル化、宇宙、海洋、時間と、様々なICTの活用によって、国と国の間の距離というのはどんどん近くなっています。サイバー犯罪も増えてくるような新しいネットワーク社会です。サイバー警察官をはじめ、ネットワーク社会に対応した人材もこれから需要が増えていきます。このような国の方針にそって、サイバー警察官などの人材養成については何らかの助成金がついてくる可能性もあります。

「国際秩序の変動」については、みなさんもよくご存じでお話するまでもないことだと思います。

第二期教育振興基本計画

今、見てまいりました国家基本戦略本部の考え方をベースにして、第二期教育振興基本計画の中で、4つの基本的方向性が示されています。「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の育成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」です。

社会を生き抜く力の養成

ここでは、各教育段階において目標が定められています。我々に近いところで言えば、課題探究能力の修得を目標としています。他に、高校の到達度テストの結果活用による入試改革、大学の質確保のための認可基準の確立、産業構造の変化や新たなニーズへの対応、加えて実践的な職業教育を目的とする高等教育機関の制度化、それから専門職大学院、高等専門学校の機能強化など、高等教育機関の役割機能の見直しといった様々なことが審議されています。

絆づくりと活力あるコミュニティの形成

地方創生と絡めて、大学を知（地）の拠点と

して活用していくことが打ち出されています。地方大学等創生5か年戦略（まち・ひと・しごと総合戦略）です。地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プランの3つの柱に分かれています。また、COC（センターオブコミュニティの略）、あるいはCOCプラスという新しい動きもあります。大学を地方のコミュニティにして地域の活性化を図ろうというもので、大学の改革・改善、あるいは地方の活性化を中心的に担うという役割です。

COCプラスでは、大学が地方公共団体や企業等と協働して学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材養成に必要な教育カリキュラムの改革を行うものです。

COCの取り組みについては、我々専門学校も、地元の大学、短大、高専と協働を組んで活動をしていくことを考えてみても良いのではないのでしょうか。

未来への飛躍を実現する人材の育成

小学校では新たな英語教育が始まります。英語関連の専門学校では、小学校や中学校と連携することもアイデアとしてあるでしょう。以前、情報教育が取り入れられた際に専門学校に随分要請がありましたので、語学についても同様のことが考えられます。

また、国際化の推進という国の方針に従い、それに協力する大学については“未来へ飛躍するグローバル人材の育成”という方向性に沿うので、予算もついて支援を受けることができます。

学びのセーフティネットの構築

学生等への経済的支援の充実が、今、強く求められています。専門学校でも「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」として授業料減免を行う学校には、文部科学省から助成金がつくようになりました。

一方、96%の大学が返還不要型奨学金を用意しているという新聞記事がありましたし、奨学金制度は、有利子から無利子への流れが加速しています。

経済格差による教育格差をなくしていくことが第一の理由ですが、もう1つには“一億総活躍社会の実現”があります。経済格差によって20%程度の人が十分な教育を受けられないといわれ、それによって日本の生産性は下がります。人口減少する日本では、全員が優秀な社会人として社会に出ていくことが重要です。その点で、経済困窮者に対する支援もさらに強化されていくと予想しています。

ですから、意欲あるすべての者への学習機会の確保、返還不要型奨学金の創設はここに設立の根拠があり、“一億総活躍社会の実現”は、人口一億人をまもなく割りこむ我が国にとって、国民全員が機能していかないと日本が危うくなる、そのために教育の充実が必要だということです。

このような動きも、我々も大学分科会に出ているとなかなか知ることができません。大学分科会の審議内容は文部科学省のホームページに出ていますので、調べればもちろんわかることですが、自然に情報として我々のところには入ってきません。今日、このようにみなさんにお伝えすることができて良かったと思います。

高等学校教育改革

大学分科会では、高大連携の観点から高校に関することも議論されます。高大接続改革と言われ、3つの具体的方策が立てられています。1つには、高等学校教育改革、2つ目は大学教育改革。そして3つ目が大学入学者選抜改革です。

高等学校教育改革では、学習指導要領の抜本の見直しや高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入が予定されています。

学習指導要領の見直しでは、基礎的な知識・

技能の習得と、それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の習得、主体的に学習に取り組む態度を育むことをねらいとし、進学、就職までを通じた幅広い資質、能力の多面的評価を推進します。

学習指導方法の改善、教員の指導力の向上も求められます。これは高等学校でもアクティブ・ラーニングの導入やグローバルな教育、あるいは創造性を伸ばすような教育を行うことが推奨されるため、今後は益々増えていくでしょう。教育課程の見直しが平成 29 年度に告示され、周知期間を置いた後、平成 31 年度から教科書の作成、検定、採択、供給、平成 34 年度から新学習指導要領で実施される予定です。

他に、高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入については、平成 30 年度に実施大綱が公表され、平成 31 年度から 4 年間プレテスト、平成 35 年度から実施されます。

一方、大学入学者選抜の改革では、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）という新しいテストを設けて、優秀な人材を大学に入れようという動きも進んでいます。ドイツや他のヨーロッパ諸外国のように、高校入学時に、専門職業を目指す高校に進む人、一般職業に就くための高校へ進む人、この複線化がなされていればよいのですが、日本では普通科高校化が進んでおり、新しいテストで高大接続を強化していくことは、専門学校にとってさらに厳しい状況になることを意味すると私は思っています。個々の専門学校が地元的高等学校や教育機関と連携をして、置き去りにされないよう活動をしていくことが非常に重要だと思います。

この大学入学希望者学力評価テスト（仮称）は、平成 29 年度に実施方針が公表されるので注視しましょう。平成 30 年度にはプレテストの実施、本格的には平成 32 年度に実施の予定です。

大学教育改革と大学入学選抜の見直し

大学教育改革は、3つの方針に基づく大学教

育の実現と、認証評価制度の改革が掲げられています。

個別大学における入学者の選抜は、大学の3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）の中の1つであるアドミッションポリシーにあわせた人材をとっていくことです。大学の教育内容と、求める人材像を明らかにし、合致した人材に入学を許可していくということです。大学の求める人材像を明確にし、そのような人材を社会へ輩出するシステムをつくっていくことが今まで以上に強く求められていると言えます。

ポリシーを明確にして、高校時代の基礎的な知識・技能、課題を解決する思考力、主体的に学ぶ態度、こういったものを向上させて、優位な人材を創出していくという考え方で、大学教育改革は進んでいます。高大両方の改善をはかっていかないとこれは実現できないので、高校にまで改革の要求が及んでいます。あとは認証評価の厳格化、質の保証、ポリシーの遵守についてきちんと評価していくことがこの認証評価の意味です。

専門職業大学の制度化

新たなニーズへの対応ということで、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が、大変大きな目玉になっています。専門職大学院、高等専門学校も含めて検討されていくわけですが、専門学校は含まれていないような印象を私は受けています。

専門職大学院の制度は、今検討中の専門職業大学の1つの見本になるわけですが、現在の専門職大学院の数、分野、入学者数の推移を見ていただくとわかる通り、専門職大学院の入学者数は減少しています。既存の大学院では養成できない新たな人材を輩出するとの要請に基づいて創設された専門職大学院がうまくいっていないという現実、専門職業大学に影を落としています。というのも、専門職大学院の同じ轍は

踏まないようにと会議の中で言われることも多いのです。規制を厳しくして必ずうまくいくような制度にしなければならないと、専門職業大学のハードルがどんどん高くなっています。

しかし、専門職大学院は一条校ですから、我々の学校群とは違ってうまくいかないから終わりということにはなりません。改善のために会議がもたれ新しい制度などが検討され、救う手が差し伸べられます。専門学校はどうでしょうか。もううまくいかなくても、手が差し伸べられるような中で運営できる専門職大学院は大変うらやましい状況です。

社会人の学び直し

教育振興基本計画の中でも触れられていましたが、大学入学者のうち 25 歳以上の割合が OECD 諸国では平均 2 割に達していますが、日本の比率は 1.9% に過ぎません。特に大学院の受入は少なく、日本は OECD の中で最下位です。それゆえ、大学院において受入を積極的に検討していますが、修業年限の短い専門学校は、大学学部よりも多くの社会人学生を受け入れている実績がありますので、ここには我々のビジネスチャンスがあると言えます。少子化の中で学び直し需要は必ず増えるでしょう。その中で専門学校の専門教育が社会人に求められているのは、教育の質、中身です。学位を取ったり、リベラルアーツを勉強したりしたいから大学に入り直し、学び直しをするという人は多くないでしょう。今の仕事でさらにステップアップをするために、あるいは他の仕事に就くことが主な目的だと考えると、このような需要は我々のビジネスチャンスだと捉えています。

知のプロフェッショナルの育成

大学院教育の充実及び研究力の強化は非常に重要であり、知のプロフェッショナルが育成されなければ、世界における日本の地位が低下

し、豊かな社会を維持できなくなってしまう。しかし、大学院に行っても良い就職ができないという理由で、大学院に行かずに学部を卒業して就職してしまう学生が多く、入学数は漸減しています。これが進むと、大学院の知の拠点としての役割がますます低下してしまいます。大学院在学者数の減少については、大学分科会プロジェクトチームで委員会が立ち上がり、この状況を改善していこうという状況になっています。

新しい動きとして卓越研究員制度、及び卓越大学院を創設し、卓越した能力を持つ人が、その能力をさらにのばすために大学院に進む場合、手厚い援助をしていくという計画があり、卓越した研究者への経済的な支援の拡充、及び安心して研究に励める環境整備が、国の方策として行われています。

学長のリーダーシップの確立

現在大学においては、学長のリーダーシップを確立する動きが急速に進んでいます。大学では、今まで意思決定を行うのは教授会や大学評議会でした。そのため、スピードを伴う改革が困難な状況にありました。しかし、2030 年を目指して大学は急速な変化が求められているため、学長のリーダーシップも大きなものになり、学長の意思で改善ができるようにもなりました。

私が所属する法人の大学でも学長選挙が行われますが、今までのように決めて終わりではなく、学長が就任当初宣言したビジョンをどの程度実現できているのか、任期末までチェックするような体制になりました。ですから学長は権力も持った一方で、ビジョンを実現できなかったときには、その職を解かれるということもあるわけです。スムーズに大学改革を実行できるよう権限を高められたのと同時に、学長は大きな危機意識を持って大学運営に当たっていかなくてはなりません。また、スタッフの選任も学

長の権限となり、スタッフディベロップメント(SD)ということでスタッフを高度専門人材化することなども求められています。

大学のガバナンス機能の改革、及び基盤整備の1つとして学長のリーダーシップの確立の他にも、運営費の見直しなどについて、ガバナンスの強化という考え方を色濃く打ち出しながら、大学分科会の中でも議論が進められています。

このように、大学は改革によって新しい時代に向けた新しい姿に変革していくことが求められています。一方で既存の大学だけではこれからの社会の人材ニーズに応えていけないのも現状です。それゆえ、高等教育機関全体の改善改革というものが今求められており、今回専門職業大学制度化が急ピッチで進められていることも、根本的な部分では共通しており、その動きの1つと見ていただければと思います。

私立大学の経営支援の充実

私立大学法人に対する経営支援及びその他様々な支援事業の充実を考える上で、私立大学の果たすべき役割、ガバナンスのあり方、財政基盤のあり方、経営支援等が議論・検討され、さらには問題ある学校法人の指導も行われるような体制になりました。これまで文部科学省は、学校法人の経営状況の把握及び調査等を実施しても、私立大学の経営に口をはさむようなことはありませんでしたが、今では経営状況を把握・指導して、場合によっては閉鎖命令をすところまで関与できるようになりました。

また、私立大学の経営強化、及び集中支援期間ということもあり、スピード感のある経営改革、及び教学改革を行う私立大学に対して重点支援を実施するために、私立大学には教育の質の転換や「地域発展型」あるいは「産学連携型」へ教育の方向性の変更等を通じて、教育内容を改善することが求められています。

例えば、インターンシップを取り入れた教育が大変重視されます。私の学園の東京工科大学

も2か月間工学部の学生を、コーオペレーティブエデュケーションを取り入れた産学連携型のインターンシップに出しており、そういったインターンシップの実施には、学生を支援する事務職員等の人材が必要になってくるので予算がつきます。

またL型、いわゆるローカル大学の「地域貢献型」へ教育内容を強化する大学にも支援が実施されます。他方G型、グローバルな教育にこれから突き進んでいく「グローバル型」へ転換する大学についても同様のことが言えます。

私立大学の生き残り策に対する支援についてはこのような流れがあり、経営支援という点については想像以上に充実していると言えます。

生産年齢人口の減少による影響

日本の人口の推移を見てみると、1億2000万人を超えていた人口が、2030年には約1億1千数百万人になると予想されています。高齢者の人口が15%を超えると高齢化社会といわれますが、日本は2030年には36.1%が65歳以上という世界でも経験したことのないような時代が待ち受けています。

2030年の日本の総人口に占める生産年齢人口の予測割合は57.3%で、諸外国と比較して極めて低く、大きな問題です。さらに企業内における高度人材、特に先端部門における専門人材の不足も予測され、これらが世界のGDPに占める日本の割合も大きく低下させる要因となっています。

労働生産性の国際比較に関するデータを見ると、日本は一人当たりの労働生産性が極めて低く、このまま働く人数が減り高齢化が進むと将来は暗いです。それゆえ、新しい時代に向けての人材育成、学び直しといった施策は急務であるということがわかります。また産業別の労働生産性水準についても、日本は特にサービス業において、米国より低い数値となっています。だから、これからの日本の高等教育機関は

サービス、特に IT に力を入れていく必要があるということがこの指標からも読み取れます。

貿易相手も米国中心からアジア中心へシフトする中で、グローバル社会というものをどのようにとらえ考えていくのか、これらの指標を見ながら考えていくことが必要だと思っています。

大学の認証評価について

一般大学では7年に一度、認証評価を受けなければなりません。これは本当に大変な準備が必要で、膨大な資料をそろえて審査を受けることになります。3人～5人の職員が数か月もかかりきりで資料を作っている大学が多いようです。専門職業大学をつくる際、専門職大学院の例もあり認証評価が厳しくなることも予想される中で、例えば、1学部定員100名で申請したときに、そのための事務局スタッフを何人雇用することができるのか、そして我々の学校群はその審査に対応することが可能であるのかということが問題になると考えています。

大学における「質の確保」は非常に重要で、大学分科会の中でも毎回議論されている事項の1つです。現状において大学は、認可よりも認証評価を厳しくするというのが大きな流れですが、一方で、大学を設立するハードルを下げると、その影響で大学の質が低下するのではないかと懸念もあり、議論の揺り戻しもおこっています。いずれにせよ、大学へ進出するということを検討されている学校においては、認証評価についてよく研究する必要があると思います。

専門職大学院

専門職大学院は、学校教育法第一条に規定された学校、いわゆる国策にそった教育機関で、アドバイザリーボードの設置、教育課程の見直し、社会人が学びやすい柔軟な学習環境の整備、実務家教員と研究者教員のバランス調整等、様々な改善を図っていきます。

その中でも、教員の質という点において、実務家教員は一度教育に入ってしまうと実務からどんどん離れてしまう問題があり、専門職業大学についても、そのことは設立の際の1つの検討事項としてあげられています。それでも、専門職大学院には文部科学省の改善案として、企業の派遣教員の増員や、新たな認定制度の検討など、支援の手が差し伸べられている状況です。

理系人材の育成

経済産業省の「理工系人材育成に関する産学官行動計画」において、理工系人材の質的及び量的問題の解決、いわゆる理工系の大学に進む人たちの減少による文高理低の状況の改善について、また特に IT について今後より一層の人材強化の推進等が示されました。大学分科会においては、産業界のニーズの実態についての調査、産学官による人材育成の方向性の統一、高専の活用、PBLを行う大学の支援等、改善に向けて様々なことが議論されています。

我々の専門学校の学校群においては、今までには、学生のため、企業のために重きをおいて学校運営を行ってきました。今後は国の高等教育政策全体について目を向け、2030年以降の社会の変化を見据えた教育の目指す姿、それを踏まえた教育政策の基本的方針、目指すべき方向性、教育投資の効果や必要性を社会に示すための方策等について主体的に考えていく必要があるのではないかと思います。

逆に大学は、このような視点に根差した教育改革を行ってきた教育機関であるということを認識いただければと思っています。

高等教育機関の機能、役割について

次の大学分科会では、「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する作業チーム」を立ち上げ、高等教育機関の機能・役割、新しい時代に向けた高等教育のグランドデザインにつ

いて協議が行われる予定です。これもあと2か月か、3か月で1つの結論を出していくことになると思いますが、この協議の中では、専門職業大学をどのように新しい時代の高等教育機関の中に組み込んでいくのかも大きな課題です。私も可能な限り多く発言して、専門学校の代表として役割を果たしたいと考えています。

中でも一番大きな問題は、それぞれの高等教育機関の機能と役割をどうするのかということであり、その議論の中で専門学校だけが置き去りにならないようにとの想いで会議に臨んでいます。何回も申し上げますけれども、我々専門学校は高等教育機関の一員であるという自覚を持ち、当然ながら大学等その他高等教育機関の動きにも注意を払いつつ、これまで以上に高校と連携していくといった考え方を持つ必要があるのではないのでしょうか。

今後の専門学校が取り組むべき課題

学識経験者や企業の方、大学の研究者など、専門学校の教育の良さを認識してくださる方々が多いにも関わらず、教育の質保証が十分ではないことが様々な場面において障壁となっています。だからこそ、職業実践専門課程は我々の学校における質保証という意味で大変重要だと考えています。

皆様の学校におかれましては、可能な限り職業実践専門課程の認定を取得していただいて、専門学校全体が信用ある教育機関ということを社会に印象づける必要があると思っています。

韓国の専門大学では、専門学校での2年間の実務的教育を終えた後、深化課程の修了をあわせて、大卒の卒業資格が取得できるようになっています。我々の専門学校も、優秀な技能を持って卒業していく学生に対して、大学等に進んでさらに新たな能力や深い知識を習得できるような大学編入制度を活用した進路についても、これから考えていく必要があると思っています。高専では卒業生の約半分为大学等に進学す

るということで、東大に入るには高専に行くのが一番入りやすいという話もあるくらい編入制度を活用しています。我々専門学校も今後そのような機能を整備していくことを目指して、大学編入制度というのをどんどん活用するべきだと思っています。

私は、高等教育機関の役割・機能強化作業チームにおいて、短大、高専、専門学校、専門職業大学の前期をまとめ、我が国における「前期高等教育学校群」を形成することができないかと提案をしています。例えば、短大には教育系や医療系といった職業教育的な学科を持つ学校が多いので、そこで専門的なことを勉強した人たちがさらに知識・技能を深化させていくために、前期課程としての短大を卒業した後、さらに大学3年次あるいは専門職業大学後期課程へ編入をするような流れです。高専や専門学校、専門職業大学前期課程についても同様のことが言えますが、アカデミックライン一辺倒ではなく、技術を身につけて社会に貢献したいという人たちにとって良いのではないかと考えています。

もちろん専門学校を卒業してすぐに就職をする学生がいる一方で、例えば建築の勉強をした学生が建築の大学に編入する、あるいは、建築の勉強をした後でマネジメントの大学に編入するということも考えられます。また、あるいは一級建築士や二級建築士の資格を取得するような専門に特化した大学に進んでいくような道筋を描けるようになったり、一度就職をした学生が大学に入り直したり、様々な能力や個性を持つ若者たちが、多様なその進路の中で、自分自身が最も伸びる進路を選んでもらえるような社会を実現できたら良いのではないのでしょうか。

新しい高等教育の未来の中で、専門学校だけが外されて高大連携等が進んでいくのではなく、専門学校の先生方も高等教育機関の一員として高度な職業教育をしているという自負をもって、学校を運営していただけたらと思っています。

もちろん、専門職業大学前期・後期、前後期一貫でやる学校もあると思いますが、もしやる場合には、既存の大学よりも特色ある教育をできるような大学をつくっていただけたらと思います。

もし、私の学校で専門職業大学後期課程を創設する場合には、全国の専門学校を卒業した人が進学したいと思ってくれるようなレベルの高い特徴のある専門職業大学にしたいと思っています。今日ご参加の先生方の学校で、専門職業大学後期課程の設立を検討されているのであれば、全国の2年制専門学校を卒業した学生が、編入あるいは進学するのであれば、どのような学校が良いと思うかをイメージしていただくと、社会の評価も高まっていくのではないかと思います。

大学はこのような考え方の下に運営されているということを、みなさんにお伝えすることで、専門学校運営のヒントとして活かしていただければと思いお話をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

職業実践専門課程 事例発表

東日本栄養医薬専門学校における
職業実践専門課程の教育事例について

[講師] 東日本栄養医薬専門学校
荻野 恵史

[講演] 平成 28 年 8 月 28 日 全国専修学校各種学校総連合会／北関東信越ブロック会議
(群馬・ホテル福一)

発表の構成は2本立てです。

1つは、本校における認定への一連の流れと認定に必要な要件をご紹介させていただき、未認定の学校様の参考となればということでご報告させていただきます。

2つ目は、職業実践専門課程認定後の学生意識の変化、教員の教育意識や組織がどのように変化したかを、ご紹介させていただきます。それでは、早速ですがご報告させていただきます。

認定までの流れ

1 学校の沿革

平成15年4月に群馬県知事設置認可、厚生労働大臣栄養士養成施設指定をいただき、栄養士学科2年制単科、総定員160名の学校として開校しました。

平成21年4月に東日本栄養医薬専門学校に校名変更する一方で、一般用医薬品販売を業務とする登録販売者養成の医薬学科を設置しました。

両学科とも「職業実践専門課程」としての認定をいただいておりますが、本日は「栄養士学科」における事例をご紹介させていただきます。

2 職業実践専門課程認定への経緯

創立者が提唱した「食を通じて人々の健康と幸せを実現する」ことを理念として、職業や実生活に必要な能力を育成することと、併せて社会人としての教養を身に付けさせることを柱として、教育活動を継続して参りました。

そして、平成25年8月に「職業実践専門課程の認定」に関する規程が施行されましたが、同規則の趣旨である、職業に必要な実践的且つ専門的能力の組織的な育成を知る事となり、認定をいただいて活動する事となりました。

一方、リカレント教育の一翼を担うことも学校の責務として、活動しています。

特に、社会経験を有する学生と、新卒の学生

への教育指導には注意を払い、個別対応等で教育効果の向上を図っています。

3 職業実践専門課程認定の要件

(1) 養成施設のシラバスと企業等との連携

職業実践専門課程認定に必要なのが「実習・実験」等の科目設置です。

厚生労働省の養成施設指定の条件であるシラバスの中に、栄養士の代表的な科目として、『専門分野・給食の運営』に「給食校外実習」（教育完成年度2年次の履修）という必修の実習科目が指定されています。これは、給食業務を行うために必要な、食事の計画、調理を含めた給食サービス提供に関する実習となっています。

実習における連携先の企業様としては、病院、福祉施設、保育園、事業所等が挙げられます。連携に必要な「受入先確保」は、ゼロ出発であった事から、企業様を一軒一軒お伺いして受入を打診していきました。企業様からは、「学生の实習受入は通常業務に支障をきたす」との理由から断られる場面も数多くありました。

開校後は、管理栄養士として現場を経験してきた多くの教員たちの経歴を通じて、知り合いの管理栄養士に受入を依頼する数も増え、さらには、輩出した学生の評判から学校の評価をいただく場面もあり、現在では実習の実施に支障をきたさない程度の施設を確保することができ、良好な関係の構築も実現しています。

(2) 給食校外実習の流れ

学生は、入学初年度の11月から、給食校外実習に向けて希望実習先の調査等の授業準備を始めます。2年次に入りますと、学生が希望する実習先への受入打診等、具体的な作業が始まります。

続いて6月頃には、① 事前教育、② 学生による施設訪問指導、③ 実習中、教員による企業訪問巡視と現場担当者との情報交換、④ 実習終了後、反省や改善点を全員で討議して情報共有させる、等を実施して教育効果向上を確保

しています。特に、実習中の企業訪問巡視は、栄養士が直接訪問して受入先担当者と、学生の实習に関して打合わせる事から、学校内では確認できない学生の資質等を側面から確認できる効果があります。これらに基づいて、最適な個別教育指導への道が確保されるものと考えています。

(3) 教育効果測定

給食校外実習の成績評価は、実習受入側の担当責任者と緊密な連携をとり、担当者から提出された評価票を基に担当教員が、総合評価で成績を付けます。

評価した結果「不可」となった場合は、通常授業に支障をきたさない時期に再履修させています。この例は、数年に1度発生するかどうかの頻度です。原因は、コミュニケーション不足による実習態度を要因とするものが主であると考えます。

(4) 教員の実務に関する研修

教員に対する研修を、

- ① 実務に関する知識・技術等の習得と向上研修
- ② 教育技術や指導力能力向上研修

の2種類に分類し、全教職員対象として機会ある毎に職員を派遣して教育技術や資質の向上に努めています。研修は、①・②のいずれも栄養士の質を高めて変化する社会に適応することを目的として、「日本栄養士会が独自に定める」生涯教育研修の中で研修内容が決められています。この研修が各都道府県に落とされ、日本栄養士会内に設置されている各部会の医師・大学教授・行政側等の講師により開催されています。

栄養士たちが所属する栄養士会は地域ごとに存在し、教員の多くは役員として活動しています。また栄養士会はあらゆる面において固い結束を持っており、新任の教員である栄養士は自然と先輩の姿を見て活動し、また研修にも参加するようになります。

学校としては、研修会の参加を業務の一環として扱い、積極的な参加を推進しています。業務等の都合で研修会に参加できなかった教員には、職員会議等の場を利用して、研修内容の伝達を毎回実施しています。また、外部講師による教育技術や指導力能力向上を目的とした研修も開催しています。

(5) 教育課程編成委員会並びに学校関係者評価委員会の設置

① 教育課程編成委員会の構成

- ・職能団体の長：公益社団法人群馬県栄養士会会長
- ・企業（給食業務受託企業）担当者：専務・管理栄養士
- ・学校側（教務部長・教員）

から構成されています。

② 開催頻度と委員の意見

年2回以上の開催を計画し、給食校外実習の実施に向けて、6月頃に1回、10月頃に1回開催されます。給食校外実習の実施前と後での反省や検討事項、改善点の確認を通じて教育効果の向上を推進しています。

委員の指摘の具体的なものは、「給食校外実習の実施期間は、10日程度であり、外国の例からすると短いように思える。」という意見に対し、実習期間の延長は諸々の条件があり難しい事から、事前教育並びに事後教育における指導を今まで以上に充実させ、個別指導や面接指導による教育効果向上を取ることとした例や、「給食が、病人等のどのような環境の下で提供されるのか、相手の状況を把握する事も大切な事だ。」という意見には、実習実施前教育で実習先の業務内容をさらに詳しく学習させるようにした例、「学生が積極的なコミュニケーションをとる事が職場では強く求められている」という意見には、2年次進級後の早期の就職も視野に入れた面接指導を実施することとなった、などが挙げられます。

③ 学校関係者評価委員会の構成

父母会会長、職能団体の長 公益社団法人群馬県栄養士会会長、企業（給食業務受託企業）担当者 専務・管理栄養士から構成されています。

④ 開催頻度と委員の評価

新年度開始直後に、既定の評価項目に基づいて学校評価を実施します。当該評価結果を問題点や、改善点等を踏まえて委員に提示して精査していただき、評価結果を学校運営に反映しています。「昨今の技術革新に伴い、給食や調理機器の進化が目覚ましい。学校教育現場に於いても即戦力のある栄養士養成が求められる」との意見を受け、「スチームコンベクションの新調」「集団給食実習室の新築（29年3月）」等の改善が認められました。

(6) 情報提供

情報公開はホームページを通じて行われており、情報は随時更新されます。学校の基本的な情報の他、「管理栄養士受験講座案内」「各種イベント情報」等、学生や保護者の視点で、何を求められているのかを考慮し、掲載する内容を精査しています。

それでは引き続き、職業実践専門課程認定後の学生の意識、教員の教育意識や組織変化等についてご紹介させていただきます。

認定後の変化

1 学生への教育効果

職業実践専門課程制度認定後、現場教員からの意見として、顕著ではないが、企業との積極的で緊密な連携がより一層、組織的に図られた事の表れとして、

① 給食技術の向上から就職へ

給食実習における学内技術教育は理論や基礎的なものであるが、現場で応用力のある実践技術を身に付けて、実習後の給食学内実習における調理技術や要領が向上した、ということがあります。これはむしろ、(従前は、科目として

の給食校外実習で科目履修が「一義的」であったように思えますが) 給食現場で用いられている合理的で実践的な調理技術を経験して体得した事によるものではないかと考えます。また、企業から学生の実習態度、技術等を見て求人票をいただく例が散見され、数は少ないですが、そのまま給食校外実習受入企業への就職を希望する学生も認められるようになりました。

② コミュニケーションの向上と職業人としての意識向上

給食は、集団作業であり、現場職員の意思疎通が必要不可欠です。企業が学生に一定期間の実務状況を観察させる、又は手伝わせる、いわゆる「形としての給食実習」の対応から、企業の将来の社員候補、もしくは準社員扱いをしていただく事により、コミュニケーションを取る機会が多くなりました。また、学内の職業教育だけでは、理論に走りやすい傾向にありますが、実際に社会を肌で感じることで、「学生の意識」から職業人としてプロ意識の一端に触れて、いわゆる「大人に成長」する効果が認められます。

2 教員の教育意識と組織の変化

教員の実務に関する研修は、先にご報告させていただきましたが、職業実践専門課程の認定をいただいた後、組織的で、より専門的・実践的な教育の場としての意義を確認して、学内組織体制と教員が、意識啓蒙に向けて進展したと考えられます。

群馬県栄養士会等職能団体による勉強会が開催されていますが、かつては教員個人の知識・技術向上としての勉強会参加としての位置付けでしたが、今では各教員が積極的に勉強会に参加して自己研鑽するようになりました。また、教員が自主的に集まり、テーマを定めて研究し、大学等の紀要に掲載する教育研究活動等も認められるようになりました。

学内の情報の共有という点においては、今までの毎週の各クラスの担任による「学生指導状

況報告」により状況報告的な職員会議にとどまらず、各学生の勉学に対する情報や生活態度、私生活上の問題等を発表して情報共有が盛んに行われるようになり、問題解決や生徒指導の一助とするようになりました。

組織的な変化という点では、専門実践教育訓練指定に伴う給付金を利用する学生を受け入れており、現在、1年生4名・2年生2名の計6名が在籍している状況です。

3 実習受入企業側の意見

企業側の顕著なメリットは認められないが、学校とのコミュニケーションが増加する中で、「実習生を受け入れ、指導担当の栄養士や関係職員が、学生個人を教育評価する事を自覚して、将来の同僚として育成する雰囲気が見られるようになった。組織の活性化にもプラス方向になっている。」との意見が数件ありました。

企業様とより一層、組織的に連携することで今迄に無い緊密感を持ち、相互理解、そして、情報交換を基に、「実践的な実務能力を備えた、優秀な学生」を輩出する努力を続けてゆきたいと思います。

「職業実践専門課程」の概要と認定状況

■ 約 4 割が認定学科へ

平成 28 年度の認定状況が平成 29 年 2 月 24 日に発表され、新たに 150 校、240 学科が認定されました。

	学 校 数	学 科 数
H25 年度	472	1,373
H26 年度	295	377
H27 年度	272	501
H28 年度	150	240
合 計	902(32.0%)	2,773(39.5%)

※()内の数字は全専門学校(2,817校)、修業年限2年以上の全学科数(7,005学科)に占める割合。

※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

※認定学科の内公立は3校4学科(山梨県、静岡県)であり、他は私立である。

分野別認定状況

分 野	学 科 数
工 業	616
農 業	12
医 療	497
衛 生	260
教育・社会福祉	248
商業実務	519
服飾・家政	103
文化・教養	518
計	2,773

■ 職業実践専門課程の目的(概要)

「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校専門課程(専門学校)における先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励するものです。

都道府県別認定状況(平成29年2月24日)

No	都 道 府 県	認 定 学 校 数	認 定 学 科 数
1	北海道	61	158
2	青森県	4	6
3	岩手県	9	31
4	宮城県	24	122
5	秋田県	1	5
6	山形県	4	10
7	福島県	8	48
8	茨城県	15	34
9	栃木県	13	30
10	群馬県	27	54
11	埼玉県	28	56
12	千葉県	24	43
13	東京都	122	466
14	神奈川県	45	100
15	新潟県	32	146
16	富山県	2	8
17	石川県	12	28
18	福井県	6	19
19	山梨県	3	4
20	長野県	16	38
21	岐阜県	6	10
22	静岡県	35	82
23	愛知県	47	186
24	三重県	1	1
25	滋賀県	0	0
26	京都府	23	62
27	大阪府	94	324
28	兵庫県	20	61
29	奈良県	2	7
30	和歌山県	3	9
31	鳥取県	2	4
32	島根県	7	15
33	岡山県	13	50
34	広島県	22	58
35	山口県	11	29
36	徳島県	5	15
37	香川県	10	33
38	愛媛県	12	41
39	高知県	7	24
40	福岡県	59	194
41	佐賀県	1	1
42	長崎県	6	14
43	熊本県	13	41
44	大分県	13	18
45	宮崎県	10	25
46	鹿児島県	6	20
47	沖縄県	18	43
合計		902	2,773

「専門学校生への 効果的な経済支援の 在り方に関する 実証研究事業」 について

[講師] 文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室 専門職

田口 大介

[講演] 平成28年9月28日 文部科学省／専修学校教育研究協議会
(東京・文部科学省)

※肩書さは当時のもの

平成 27 年度より実施しております「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」について、事業実施の経緯、事業の概要、現在の実施状況についてご紹介いたします。

事業実施の経緯

これまで専門学校生への授業料減免等の経済的支援に対しては、国からの支援は行われておりませんでした。最近の調査によると専門学校生は大学生と比べても経済的に非常に苦しい方の割合が高いということが分かってきました。

具体的には、専門学校生の約 2 割については年間世帯収入が 300 万円未満となっていること、学生個人の収入状況を見ても、「家庭からの給付」、つまり保護者による学費の支払いや、いわゆる仕送り、お小遣い等をもらっている金額の割合が、大学生は収入の 6 割を占めているのに対して、専門学校生の場合は奨学金やアルバイト、定職収入など、自らの負担による割合が 5 割以上となっていることがあげられます。

そのため、授業料や生活費の支払い方法の状況を見ると世帯年収 300 万円未満の専門学校生については、4 人に 1 人の学生が授業料と生活費の両方を学生本人が負担しており、授業料、もしくは生活費どちらかいずれかのみを本人が負担している割合も含めると、約 6 割に上ります。

このような経済的に厳しい状況のため、様々な面で修学に無理が生じる専門学校生は多く、中退者の状況をみると、おおよそ年間 3 万人もの学生が中退をしており、その中でも 10% 程度は経済的理由によるものです。つまり年間約 3,000 人の方は本来であれば修学を希望しているにも関わらず、経済的理由によって中退しています。

本事業は、こういった状況の改善を目指し、専門学校生への今後の支援の在り方を総合的に

検討するためスタートしました。

事業の概要

今後の支援策について総合的な検討を行う上で、まずは実際に経済的支援を含む修学支援を実施するとともに、その効果をしっかりと検証することが本事業のねらいです。

事業の仕組みとしては、2 つの委託の流れによって構成されています。1 つは都道府県において実際に修学支援を行っていただくこと、もう 1 つは調査研究機関において都道府県により行われた修学支援の効果をアンケート調査等により分析するものです。

まず、都道府県による修学支援についてご説明いたします。都道府県には二つの支援メニューを行っていただきます。

1 つ目は修学支援アドバイザーによる助言です。本メニューはファイナンシャルプランナー等の専門家を都道府県に配置いただき、専門学校生に対して、奨学金情報の提供や奨学金の返済計画、または家計不安等の解消のための相談などの人的なサポートを行う支援です。事業をスタートするにあたり、専門学校生から「奨学金の制度がよくわからない」といった声が上がっておりました。そのため、ただ経済的支援のみを実施するのではなく、人的な支援も同時に実施することといたしました。なお、平成 27 年度は学生に対するアドバイスを基本としておりましたが、各学校の教職員から学生のために財政的な知識を身に付けたいという要望があったため、平成 28 年度からは、学校の教職員向けのセミナーなどにも修学支援アドバイザーを講師として活用できることとしております。もし各学校からご要望があれば各都道府県でも実施を検討いただければと思います。

具体的な経済的支援の内容

二つ目は学生に対する経済的支援です。経済

的支援、つまりメインとなる金銭的支援のメニューについてご説明いたします。

支援を行う上での要件ですが、学生に対する要件、学生が在学する学校に対する要件と2つの要件を設定しております。学生に対する要件については、支援対象として生活保護世帯や市区町村民税もしくは所得税が非課税の方を基本としています。一方でこうした要件だけでは保護者の会社の倒産や病気等の経済状況の急激な変化に対応できない場合も出てくるため、家計急変を1つの要件として支援対象とするようにしております。(下記要件のとおり)

- (1) 生活保護世帯の生徒
(世帯年収約 250 万円未満程度)
- (2) 市町村民税所得割非課税世帯の生徒
(世帯年収約 270 万円未満程度)
- (3) 所得税非課税世帯の生徒
(世帯年収約 330 万円未満程度)
- (4) 保護者等の倒産、失職などにより
家計が急変した世帯の生徒

※年収額は目安であり、家族構成や居住地によって変動があります。

※都道府県によっては要件が異なる場合があります。

学生が在籍する専門学校に関する要件については、まず、私立の専門学校であることです。専門学校の9割が私立であり、最も学費負担が大きいのが私立であることが前提になっています。

次に、学校自身が学生の経済的理由による授業料減免を実施していることです。これは他の学校種の授業料減免に対する支援と同様に、まず一義的には学校による支援を行っていただくことを求めているためです。

さらに一定の情報公開の実施です。具体的に公開を求める内容ですが、1. 授業料等の学費や学校が実施する経済的支援の内容、2. 学校の財務に関する書類、3. 自己評価の実施内容、を公表していただきます。

具体的な支援金額についてご説明します。本事業による国からの支援額については、学校が実施した授業料減免額の1/2の金額を学生に対して上乗せして支援します。例えば、学校が20万円を支援したのであれば、国は10万円を学生に対して支援することになります。

ただし、限られた予算の中で多くの学生に対して支援を行うため、支援額は授業料の1/4までと上限額を設定させていただいております。

また、支援の教育的効果を明確に計るため、下限額も設定しております。具体の金額ですが、平成27年度までは、学生一人に対して学校の減免額20万円を国事業の支援対象とする下限として設定しておりました。一方で、元々授業料を低く設定している学校からは一律に20万円の減免を求められても経済的な負担が厳しく事業に参加できない、という声をいただいたことから、平成28年度は授業料が60万円未満の学校については、授業料の1/3の金額まで下限額を緩和させていただきました。なぜ、1/3かということですが、学校が1/3の支援、その1/2である1/6を国から上乗せして支援すると、学生にとっては、授業料の1/2、つまり半額減免されるという状況が生まれるためです。元々の20万円の下限額についても、専門学校の授業料平均額60万円の1/3という形で設定させていただいていたものです。

実証研究事業としての効果検証

ここまで、都道府県に実施していただく修学支援についてご説明いたしましたが、ここからは調査研究機関に委託をする効果検証の部分についてご説明いたします。

調査研究機関は都道府県を通じて行った支援の効果を検証するために、各都道府県、各学校、支援を受けた学生、その他の学生に対してそれぞれアンケート調査を行います。

この事業は実証研究という性質上、本アンケート調査の結果分析が非常に重要になります。

各都道府県各学校におかれましては回答にご協力をお願いいたします。また、昨年度は、年度末になっても支援金を受けとっていないという学生が相当数いらっしゃったことから、効果検証が難しかったこともありました。つきましては、各都道府県や各学校の皆様におかれましては、可能な範囲で早めの支援をお願いいたします。

なお、平成 28 年度は支援を受けた卒業生が社会に出て参りますので、卒業生に対する調査を新たに行い、入学前から在学中、卒業後の状況を一括して検証することを予定しております。

ここからは、事業の実施状況についてご説明します。平成 27 年度は、21 都道府県、93 校、344 名の学生にご協力をいただきました。一方で、平成 27 年度は事業初年度ということもあり、授業料減免制度の整備等国が定めた要件を満たすための準備が間に合わずに、事業に参加出来なかった学校も多かったと聞いています。未受託の都道府県からも未受託の理由としては県内で実施する学校がない、という声をいただいております。

では、平成 28 年度の状況はどうかというところですが、平成 28 年 9 月現在で 31 都道府県で実施される見込みです。今後の支援を検討していく上で、地域ごと一人ひとり、着実に支援対象者が増えていくということが重要になってきますので、各都道府県におかれまして、今後より一層のご協力をお願いしたいと思います。

今後の取り組みについて

平成 29 年度事業の実施に向けて、各都道府県の皆様におかれましては、本事業の情報を高校生及び高校の進路指導の先生等に対して積極的に提供していただけると幸いです。専門学校に行きたいけれども、お金がなくて修学を断念してきた生徒もいらっしゃると思います。そういった方の進学に寄与し、修学人数の増加にも

つながる効果があると思いますので、何卒ご協力よろしくお願いします。

また、各学校の皆様にも本事業への参加・協力を改めてお願いいたします。本事業は、各学校における授業料減免の実施を要件としているため、一定の経済的なご負担をいただくことにはなりますが、経済的支援によって学生の中退を防ぐことができれば、中退によって授業料収入全額が失われるよりは学校の財政的にも好ましいのではないかと考えております。

現在、学生の経済的状況を要件とした減免は実施していなかったとしても、成績優秀者に対する減免は実施している学校もあると思います。このような場合には、支援の人数の総枠を増やさずとも、現在の支援人数の 1 人分でも経済的に厳しい学生に回していただければ、その方にも国からの支援が入ることになり、相当の数の方が救われることとなりますので、是非ご協力いただければと思います。

昨今、子供の貧困の問題が話題になっておりますが、経済的理由により修学を断念するということは学生本人にとってはもちろんのこと、地域や、学校にとっても非常に大きな損失につながります。国としても、今後も引き続き専門学校生への支援策を検討していきたいと思っておりますので、各都道府県、各学校の皆様におかれまして、引き続きご協力をお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

平成 28 年 9 月 28 日に開催された
平成 28 年度専修学校教育研究協議会における
講演をまとめたものです。

現代社会を生きる 高校生の実態と その指導方法

～不登校傾向を持つ生徒への対応を中心に～

[講師] 佛教大学教育学部教授、
京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授
原 清治

[講演] 平成28年12月21日 全国高等専修学校協会／教職員研修会
(東京・アルカディア市ヶ谷)

若者たちの学力、就労、フリーターの問題が私の研究の原点です。子どもたちの学力が、どこで、どのような要因で不振になるのかという問題に対して、関心を持って研究をしてまいりましたところ、いじめの問題に行き着きました。

今日の研修会のキーワードは「不登校」ですが、生徒が不登校になってしまう背景にネット上の問題は大きく関わっています。高校生、あるいは高等専修学校生も例外ではなく、彼らの世代の中におこりうる問題点はどこにあるのかなどを中心にお話します。

大学の学食にみられる「ぼっち席」

最近、大学で目立ってきている「ぼっち席」について、先生方にご存じでしょうか。例えば、4人掛けのテーブルの中央に衝立（ついたて）があって、正面に座っている人の顔が見えないように工夫されているような席で、独りで食堂に行っても、他者を気にせず食事ができるのが、この「ぼっち席」の特徴です。これが全国へ広まり始めています。

我々が学生だった時代は、相席（あいせき）が普通でした。「どうぞ」と言いながら会話が始まり、情報交換できたこともありました。

しかし、昨今の学生たちは、知っている人間は別として、知らない人間とは話したくないようです。知らない人に気を使いながらご飯を食べるくらいなら、壁に向かってスマホをしながら食べるほうがよほど楽なんですね。完全に自習室のイメージでご飯を食べている大学生が多くなってきたようです。

こういう状況がなぜ大学の現場におこっているのか。この背景に何があるのか。そこに沿わないと若者たちの「息苦しさ」の感覚がわかりません。

過日、京都・滋賀の高校生を対象にした「ネットいじめ」のデータをとりました。6万6千人という数は、かなり大規模な調査だと自負し

ています。

スマホはすごい勢いで高校生に普及しました。この調査では、携帯電話、インターネット、スマホの所持率は100.2%です。100%を超えて、一人2台持ちもあるようです。みんなが持っているというつながり方の変化が大きく影響しています。しかし、つながっている様に見えて、深いところでつながりが持てない。つまり非常に「薄い」人間関係でつながっているから、気を使わなければいけない人間には気を使うけれど、使わなくていい相手には知らんぷりという状況があります。

つながる力の希薄さは大人の世界にも

私は、年に何回も小学校、中学校、高校の教員向けに、教員免許の更新講習をやっていますが、その時の大教室が驚くほど静かです。教員同士ですから、お互いに情報交換したりすることが多いのかと思うと、意外に一人ひとりが他者と関わらずに座って講習を受けています。文部科学省をはじめ、子どもたちにつながる力の大切さを説き、つながることを求めることそれ自体は、まったく間違っていないのですが、中・高校生には、それが重荷になっている場合があることも考慮に入れなければなりません。つながる力の強い子、誰とでもすぐに仲良くできる子ばかりでなく、小さい頃から自分はなんとなくコミュニケーション力が弱い、なんとなく友達をつくるのが下手、そう思う子たちも少なくないのです。その子たちに向かって「つながれ」「つながれ」の大合唱では、彼らは逃げ場を失ってしまいます。結果、大学ではぼっち席に座ってご飯を食べ、他者の目は気になるものの、これも「別にいいではないか」となるわけです。

中学生・高校生に見られるマスク文化

「ぼっち席」を別の側面から見たときに、よ

く似ているのが、昨今の中・高校生に見られるマスク文化です。

学校現場に行って、マスクをしている子たちにマスクをする理由を聞くと、多くの子から返ってくる答えが「安心できるから」です。この「安心できる」という言葉が、実は中・高校生を理解するときのキーワードです。

最近、授業のスタイルとして定着してきた感のあるアクティブラーニングですが、この学習形態について、マスクをしている子たちの多くが、「あれは苦手だ」と言います。自分の意見はみんなの前で言いたくない、自分の意見はあまり表に出したくないという気持ちを持った中で、マスクが他者との関係性に壁を作ってくれることを彼らなりの言葉で「安心できる」と表現しています。

授業で順番に先生に指名されて発言していく場面を想定してください。その際、マスクをしている子に対して先生が「大丈夫かな？今日はやめようか？」と指名を飛ばしてくれたことがあったそうです。

子どもたちは、「マスクをして行くと指名されない」と学習します。マスクは自己を防御するものであり、他者との壁を作るものであり、場合によっては、自分と他者との関係性の薄さみたいなものを表現する道具ともなるのです。マスクというアイテムによって、そういう感覚が表現される実態を見逃してはいけないと思います。

友人関係を作るのが苦手だったり、学校に行くのがしんどい子たちの自己表現の1つにマスクがあるのかもしれません。たかがマスクですが、マスクの裏に隠されたなんとなくの「息苦しさ」みたいなものに気づくことが必要です。「最近、あの子マスクしているな」と思ったら、その子にはちょっと目を配ってあげてください。

少人数化

最近の若者の特徴の1つにグループの少人数

化があります。小学生でも2人とか3人とかいう小グループも目立ってきたようです。

「ニコイチ」という言葉が小学生に流行しています。ニコイチは、まわりの友だちが自分から遠ざかって、この関係だけは切らないようにしようという自己防衛が働いている場合にも使う言葉のようです。なぜなら、子どもたちはいじめを「まわす」からです。

いじめが、今週は誰の番、来週は誰の番といったようにまわって来ます。誰かとニコイチの関係を作っておくと、自分がいじめられる番のときにも、ニコイチの友だちからだけは絶対に自分は攻撃を受けない、そのかわりその子がいじめられる番になったら、少なくとも自分はその子はいじめない。そういう関係を作って、自分たちを守っている子らまでいるのが現状です。

同質化と島宇宙化

さらに、顕著な傾向として、グループ内の同質性が高くなってきたことがあります。一緒にいる子たちはよく似ています。趣味の世界で、例えば、嵐が好きなグループやAKB48が好きなグループがあるとしめます。最近のポイントは、この両グループの間に流行語が共有されないことです。つまりクラス全体が同じ話題で盛り上がることはありません。首都大学東京の社会学者、宮台真司氏が、これを「島宇宙化」と表現しました。昔ならなんとなくグループの間でも共有できた文化が、今はそれぞれのグループだけに特化されてしまいます。そうすると、1つのグループの中で人間関係が破綻して仮にいじめが起こったとしても、その島同士がお互いに完全に無関心な状態にあるので、子どもたちはその状況がみえていたとしても、自分たちのグループには関係ないと考えるのです。

この無関心さが強くなっていくと、グループからはじかれて、どのグループにも所属できない子は、自分のことに誰も関心を持ってくれない感覚に陥ります。「いじめられ」や不登校傾

向の強い子たちの最初のポイントです。彼らが独りでどこへ居場所を求めていくかが問題です。

図書館という理由のいない場所

そんな時、昔なら保健室が逃げ場所の代表でした。最近では保健室にも行けない子たちが、図書館を選び始めたようです。

なぜ図書館なのでしょう。休み時間ごとに図書館に行って本を読んでいる「ふり」をしている子たちの多くは、「図書館に来るのに理由は知らないから」が本当のところのようです。保健室は、養護の先生に「どうしたの？」と理由を聞かれます。しかし、図書館では司書の先生に「どうして図書館に来たの？」とは問われません。図書館は「理由のいない空間」なのです。

同じようなメンタルの子に見られるのですが、職員室の入口付近で、「O-157 に気を付けましょう」と書かれたポスターを、休み時間ごとに来てずっと見ている子がいたら、それも「息苦しさ」のメッセージです。彼らは先生方に声をかけて欲しい、気づいて欲しいと思っているのかもしれません。

しんどいと自分では言えない子たち

先日、元プロボクサーの世界チャンピオン、内藤大輔さんと対談する機会がありました。

内藤さんは私にこうおっしゃいました。

「原先生、いじめられてしんどい思いをしている子に、嫌なことがあったら親に言えとか、先生に言えとか、そんなメッセージを子どもたちに伝えていませんか。」その通り、私は子どもたちにそう伝えてきました。

ところが、内藤さんは、「先生、それは無理です。しんどい子は自分からしんどいって言えないからしんどいんですよ。」と。内藤さんのおっしゃる通りです。

メンタルが弱くなってきている子たちに対してどういう支援をするかを考えないと、その子

たちがある日突然学校に来なくなる。来なくなってからでは遅くて、まだ学校に来れている時に、しんどい思いをしているなど感じたら、「大丈夫か？」と先生から声をかけて欲しい。これは、内藤さんご自身の中学時代の体験に基づいてのお話でした。

いじり、カーストの問題

最近の子どもたちのしんどさの背景を説明する言葉の中に、「いじり」と「スクール・カースト」の問題があります。具体的に「缶けり」を例として考えてみましょう。グループ内でのカーストが高い子が鬼をひくと、みんなが普通に隠れて、こっそり近づいて缶を蹴ろうとする。この繰り返しは缶けりです。しかし、カーストの低い子が鬼になると、途端に遊びが一変します。

カーストの低い子、気の弱い子、でも優しい子が鬼になって、「もういいかい？」と始めると、他の子は隠れずに、その子のまわりで立って見えています。「もういいよ」、近くから声がするなど思いながらおそるおそる顔をあげると、みんな隠れずにそこに立っているのです。缶のまわりにおいて、誰かが缶を蹴ってまたその子が鬼になる。カーストの低い子がこうしてずっと鬼を続けさせられる。こうした「笑い」みたいなものの延長にカーストがあって、このタイプの子の「優しさ」に付け込んだ「いじり」が、いじめに発展しやすいという研究の指摘もあります。

このような子どもたちの遊びと特徴を関連させて考えていくと、われわれがしっかりと見届けなければいけない子どもたちの生活世界が見えてきます。

協働的なレポート作成にみる2つの問題

大学は、社会人として生きていく上での協働的なコンピテンシーを身につけさせる最後の機

会であると思っています。私も、授業でよく「仕掛け」るのですが、200人くらいいる自分の授業で、学生たちに何回かグループでのレポートを提出させます。

2人、3人の小さいグループの時もあれば、6人、7人の大きなグループでの作業を条件とする場合もあります。中学、高校までと違う点は、グループは私が決めないことです。

最初、学生たちは、自分たちで自発的にチームを作るのはしんどいので「先生が決めてください」とよく言いました。しかし、これをあえて仕掛けることにも意味があるのです。

自分たちでグループを作るということは、自分がどうすれば良いのかを考える機会でもあります。自分が主体的に働きかけたり、グループに入れてもらうように動かなければいけません。ここにある種のストレスがかかります。そのストレスを乗り越えさせることも実は大事なことです。もちろん、私が様々な点に気を配りながらですが、自分たちでグループを作らせてみると、意外に作れないものです。

問題点は、2つあります。

私は、グループの人数を告げて、学生たちの様子を観察しています。すると、まずはいわゆるリーダーシップを取れる子が立ち上がって「一緒にやろうか」と声をかけ始めます。このタイプの子がいないと、グループ作りは楽です。しかし、大学では、このタイプの子が最近少なくなってきたようにも思います。

座っていれば必ず声をかけてもらえるタイプの学生たちもいます。しかし、みんながグループを決め始めているのに、ずっと席に座ったままで下を向いている学生もいます。このタイプを先生方はぜひ見逃さないでください。みんなが「一緒にやろうか」と言っている時に、下を向いていると、まわりはこの子に声をかけているものかわからないので飛ばしてしまいます。先ほどのマスクと同じです。

この学生がこの後どうするのかを見ていると、しばらく下を向いて誰かが声をかけてくれ

るのを待っているようですが、ちょっと顔をあげてまわりの様子を確認した上で、「もう半分以上いないな、ダメだな」と思うと、バッグを持って講義室からスーッと出て行きます。

翌週、この学生は一人でレポートを書いてきます。私が、「今回は特別に受け取るから、次はグループで書けるようにがんばろうな」と励ますと、ニコッと笑って「ハイ」と言いますが、その次もこの学生は一人でレポートをやってきます。一度受け取ったら既成事実ができあがりますから、「原先生は一人で書いても受け取ってくれる」と思えば、グループを作ろうという努力すらしくくなります。

もう1つ。昔は出席を取る授業に行けない時は、友だちに「すまん、頼む!」と言って自分に代わって返事をしてくれるよう、頼んだこともあったと思います。代わりに、その次にその相手が「明日、頼めるか?」と言ってきたら、「いいよ。」というやりとりがありました。こちらから頼んだ時には、「今度バイト代が出たらラーメンおごるわ。」というやりとりもありました。こういう人間関係の作り方を、昔は、社会に出る前に知っていたと思います。それが良い悪いという話ではなく、世の中で生きていく時に、人との関係をしっかりと保つ方法を学んでいたのです。

最近の大学は、講義室の入口にカードセンサーがついていて、そこに学生証をかざすと音がして出席完了です。私は、入り口で10枚くらいトランプみたいに学生証を持って来て、何人分もかざす学生がいるのを、ある意味で「期待」して見えています。ところが、みんな驚くほどまじめなのです。

様々な背景、多様な価値観を理解する

価値観が多様化しています。学校に来ない子、登校を渋る子たちというのは、何かその背景に本人なりの理由があります。従来の価値観で、それはおかしい、と言ってしまうと、もう

あいつには言わないでおこう、となってしまうます。

そのように考えていくと多様な考え方に沿っていかねばいけない学校現場の中に、画一的な評価基準があることで齟齬が生じ、子どもたちの生きづらさを作っているのではないかと思っています。

つながり

大きな震災を何度も経て、人間同士のつながりは大事だ、絆は大事だとわれわれは言ってきました。しかし、つながりをあおるほど、つながる力のない子たちの行き場所がないという指摘が筑波大学の土井隆義氏の論です。

学習指導要領の改訂の大きな流れとして、アクティブラーニングによる指導法への言及があります。改訂の文脈は、おおよそ昨今の教育の流れからいっても間違っていないと思います。ところが、その学習の仕方や学びの方法に、必ずしも適応する子たちばかりではないという考えや価値観をわれわれが持っておかなければ、適応できない子たちの息苦しさを誰も理解してやれないのです。

高校生にも便所飯が

高校での「便所飯」の話は、先生方ご存じでしょうか。私は学校へ行かせていただくとき最初に訪問するのが、用務員さん、技術員さんの部屋です。そこで、「トイレ掃除の時に、食事の跡、例えばおにぎりのビニールが出てくるトイレはありませんか？」と聞くと、用務員さんは「ありますよ。東側の校舎の何階の…」と教えてくれるところもあります。そのトイレを見に行くと、なんとなくそういう雰囲気があります。その後で、校長室に行き、挨拶を済ませ、生徒指導担当の主任の先生を呼んでいただいて、「高校生がトイレでお弁当を食べている実態はありませんか？」と聞くと、みなさん「見たことな

い」とお答えになります。先生に用務員さん、技術員さんの話を伝えても、先生方は絶対ないと思っています。あるいは、ないはずだと思っています。これも思い込みの怖さです。

学力といじめの関係

最近、ネットいじめのデータ分析を進めています。一般に、勉強ができる子たちが多いといわれる高校と、勉強が苦手といわれる多様校にわけて、それぞれの学校でネットいじめの発生率について、違いがあるかどうかをみたら、ほとんど違いがありませんでした。同じような割合でネットいじめは起こります。また学校でいじめられている子は、ネットでもいじめられる関関が高い、これが現実です。

しかし、私が『月刊高校教育』に発表した論文にある通り、(学力)上位校のネットいじめと、多様校のネットいじめは、種類が異なることがわかりました。詳しいデータはそちらでご覧いただきたいのですが、上位校では「いじり、さらし」というのが多く、ほとんどいじめている感覚がないです。この場合、キーワードは「笑い」です。本人がいらないところで、誰かがその子のネタを提供して、みんなで笑うという感覚です。彼らと向き合って話をしてみると分かるのが、彼らは笑っていないと、もしくはネタを提供しないと、なんとなくやっていられない感覚のようなものがあって、誰か勉強のできる子の足を引っ張ってやろうということではなく、「あいつアホやな」とみんなで笑う、それが彼らのストレス解消のようです。

多様校は、外から見てもよくわかる、他者を攻撃する意図でネットを使っています。直接攻撃型のネットいじめが多いということです。

啓発の効果

このような現状にどう対処すれば良いのか、啓発はどの程度効果があるかどうかを測定する

実験をしました。

2013年から3年にわたって、京都のある中学校にご協力いただいて、私が学期ごとに講演・研修に行き、その効果があるかどうかのデータを提供していただきました。

結果、全て啓発効果がありました。中学生たちは、研修を通して、人間同士のつながりが大事だということに気づきます。ゆっくりじっくり人間関係作りを仕掛けていくと、効果があるのです。

その途中では、逆にネットいじめの認知件数が増えます。なぜかというと、嫌なことがあったら友だちに「嫌だ」と言うとか、親や先生に今日こんな事があった、と声を出しやすくなるからです。人間関係が近くなってくると言いやすくなるという実証データです。

認知件数が増えても焦ることはありません。軽微な状態での認知が増えるので、先生方も早い段階で対応することが可能になります。

こうすることによって、重篤ないじめや不登校になってしまう前に、その子たちに対して適切な支援ができる可能性があります。人間関係づくりを仕掛けることは、教育学的にも重要だということがわかるデータが提示されました。

若者たちに必要なつながりとは

若者たちにはどのような支援が必要でしょうか。つながりは必要だとわかっていても、最近の子はWIN-WINの関係を作ることが下手です。しかし、先ほどのレポートのグループを作る際に、下を向いていた子に、われわれは「下を向いてたらだめだ」ということを今まで伝えてきたでしょうか。つまり小学校の頃から、コミュニケーション力がないと自分自身の自己価値を下げてしまうタイプの子たちは、「顔をあげるだけで、全然違うぞ」ということを、誰かに教えてもらったかという、誰にも教えてもらっていないのです。「つながれ」と言いながら、つながり方を教えてこなかった、われわれにも

責任があるのではないかと思います。

だからこそ、今日、私が先生方にお伝えしたいメッセージは、彼らをどう支援するかという眼をわれわれが持つかどうかだけでも全然違うということです。そして、その子につながり方を教えることです。具体的に1つでも2つでも示すことです。そして、その子たちのまわりに、つながる力を持った教員や大人たちをできるだけ配置して支援することです。自分が所属しているところの人間関係だけは大事にするけれども、知らない人間とはふれあいたくないという関係は、高校生が最も得意とする人間関係の作り方です。

これまで、基本的に、学校に行きづらい、学校がしんどい、人間関係を作りにくい子たちには、個別支援がよいと考えられてきました。これは正解です。でも一方で、個別支援に慣れてしまうと大きなグループで活動できません。少しずつストレスをかけながら、大きな集団へ近づくトライが必要です。大きな集団の中で自分自身を表現する前に、まず小さな集団から少しずつ大きな集団を作れるようにする、そのためには小さな集団同士「橋渡し」ができる力を持った人間に育てることです。

そのように、大きな集団の持っている力や大きな集団の作り方について教えていくような学校行事も含めた取り組みが必要かもしれません。息苦しさを感じている子どもたちへの「支援」の方向性として、その力をバランスよくつけていくことを目指す、を今日の話の着地点としたいと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

初の18歳選挙に向けて、 主権者教育推進のために

～学校における授業実践～

[講師] 東洋大学
社会学部助教
林 大介

[講演] 平成28年6月22日 全国高等専修学校協会／研修会
(東京・主婦会館プラザエフ)

18歳選挙権の拡大

2016年6月19日以降に公示・告示されるすべての国政選挙・地方選挙で、選挙権が18歳に引き下げられ実施されます。そして、7月10日の第24回参議院議員選挙は18歳が投票権を行使する初めての国政選挙になります。

1945年、女性参政権が拡大されて以来、戦後初、実に70年ぶりの選挙権拡大です。現在、18歳、19歳の人口は、約240万人です。

2007年に可決された憲法改正国民投票法で、投票権は18歳以上の日本国民とするされました。憲法改正のためには国民投票法の制定が不可欠な動きの中で、改正国民投票法の施行をうけて2015年に公職選挙法改正、今回の18歳選挙権のスタートとなりました。

「社会の担い手である主権者をどう育てていくのか」という問題の1つの答えとして、私自身、民主主義という意識を育むためには、やはり子ども時代からの教育が必要だと考えています。子どもは、有権者ではありませんが主権者です。18歳以上でなければ主権者ではないのか、そうではありません。自分では判断できない赤ちゃんも主権者です。そのことを私たちは忘れてはいけません。

しかし、実際に、子どもたちに主権者としての意識を身につけさせ、子どもを市民に、大人にしていくためにはどうしたら良いのでしょうか。

民主主義の醸成

法律上の成人年齢は現在20歳ですが、いずれ投票権同様18歳に引き下げられるでしょう。18歳または20歳、いずれにしても、その時点で大人として見られます。成人式などで、問題を起こす若者のことが毎年ニュースになります。しかし、彼らをそういう大人に育てたのは誰でしょう。私たち大人は、彼らを18歳や20歳で、きちんと判断できるように育ててきたのでしょうか？育ててこなかった大人、私た

ちに問題はないのでしょうか。

若者は、投票率も低いといわれていますが、政治や社会課題への関心は、大人になって突然身近に感じられるようになるものではなく、子どもの頃からの様々な積み重ねによって意識づけられるものと言えるのではないのでしょうか。「20歳(または18歳で)、あなたは大人だよ」「選挙権を行使できる権利があるんだよ。またそれに対して責任を負わなくてはいけないんだよ」ということを私たち大人は、どれだけ子どもたちに言い続けてきたのかということを考えると、「今の若者は幼い」「政治判断能力がない」と批判するのは、大人が少し勝手すぎるのではないかと思います。

「市民とは何か」「大人になるということはどういうことか」について、子どもの頃から教え、考えさせる。憲法改正や安全保障、TPPといったような大きな話題だけではなく、ごみのポイ捨て、コミュニティバスのルート問題、些細だと思われるようなことでも良いのです。子どもたちに、地域の様々な課題にもっと目を向けさせ、「市民として自分はどう考えるのか」という意識を持てるようにすると同時に、子どもを一人の人間として尊重する姿勢と人権意識を大人自身が持たなければ、市民性など育つはずもありません。

「民主主義とは何か」ということを、子どもの頃から繰り返し教えている国がスウェーデンやアメリカです。だからこそ、スウェーデンの選挙では、投票率は80%、90%が普通です。自分たちで選択し、失敗を経験させる中で、「選ぶとはどういうことか」「自分たちが話し合うとはどういうことなのか」を、彼らは子どもたち自身に考えさせます。確かに時間も手間もかかりますが、それをせずに大人になれるのかといえば、そうではありません。そういうことを繰り返し根気よく続けていくことが必要なのです。

シルバー民主主義という壁

2014年の衆議院議員総選挙の全体投票率は52.66%でした。20歳代の投票率は32.58%、30歳代でも42.09%、20歳代は、全体より20ポイント低い状況です。

60歳代の投票率が68.28%ですから、60歳代の人口1800万人、投票率68%をかけて1220万票になります。それに対して、20歳代の人口は1300万人です。60歳代と20歳代を比べると、人口でも500万人の差があります。さらに20歳代の投票率は32.58%ですので、420万票です。投票数では800万票もの差が生じています。^(※1)これがシルバー民主主義という、高齢者の声が通りやすいという結果になっています。

今回の参議院議員選挙の自由民主党のマニフェスト（政策集）を見ても、どうしても高齢者向けの政策に偏りがちです。議員というのは、当選しなければただの人ですので、投票数の多い高齢者向けの施策が重要視されます。しかし、これから18歳選挙権が施行される中で、若者向けの施策にも重点を置いてやっていかなければならないのですが、実際に若者の数がこれだけ少ないとどうしていきべきなのか、それが現在の課題です。

政治への関心と現実

同じく、2014年の衆議院議員総選挙で、投票の際に考慮した課題について年代別に見ると、やはり、60歳代以上の高齢者は、医療・介護あるいは年金を重視していて、20歳代～50歳代はあまり重視していません。^(※2)20歳代、30歳代は子育てや教育、雇用の問題に関心がある一方、そういった問題は60歳代以上にとっては、優先課題になりにくいのが現実です。最近、話題になった保育園の問題をはじめとする子育て政策や、また私自身、大学で教えている身としては、学生の就職活動や雇用の問

題、奨学金の問題も気になります。しかし、人口比を考えると高齢者の関心事、年金や介護の問題などを、候補者や政党は重視しがちで、それによって日本は20代の政治不信が非常に高いという国際データもあります。^(※3)

「たいてい、政府の人間のすることが正しいと信じられるか」という問いに対して、否定的な答えを寄せている20代の割合が世界の中でトップなのが日本です。日本は、86%の若者が政府のすることを信じていません。信じるのが出来ないような20代を私たちは育ててきたのです。彼らが勝手に信じていないわけではなく、信じられるように、期待できるように、私たち大人が教えていないからです。だからこそ、どうしたら信じられるようになるのかということ伝えていく必要があると思います。それにはメディアの役割も大きく、真面目に活動されている方も多いのに、そのような話はなかなか取り上げられないことも関係あると思います。

ある調査では、日本の政治のあり方に、「満足していない」「全く満足していない」という18歳、19歳は、8割を超えています。しかし、政治が自分の生活に「大いに関係がある」「ある程度関係がある」と考えている18歳、19歳も8割を超えている。さらに、今の政治に変わって欲しいと思っている18歳、19歳は9割近くもいます。^(※4)

そのような状況の中で、今回の参院選について、「投票に行くか」と聞くと、「行く」「多分行く」という18歳、19歳は66%、6割以上は「行く」と答えています。しかし、実際には、投票率は5割台くらいではないかと推測されます。

18歳、19歳は、今の政治に対して満足してはいませんが、「政治は自分の生活に関係ある」「政治に変わって欲しい」とも思っています。それならば、きちんと投票に行つて欲しいとも思いますが、一方で、18歳、19歳が政治について話す機会はどれだけあるのでしょうか。「家族と政治について話すか？」という問いに対して、18歳、19歳は36%、20歳以上で半数以

上の57%が話すという数字から考えると、それ以下の年代はそれほど、政治について話をしていないと考えられます。

また「友人と政治の話をするか？」という問いに対しては、さらに低く、18歳、19歳は23%しか友人と政治について話していないという結果になっています。^(※5)

憲法改正や安保法案、TPP、郵政民営化など、友達同士はもちろん、同僚とも、政治の話をすると、「何、この人？」と、変な風に見られがちです。高校生も、政治の話に関心を持ってはいても、今で言う「意識高い系」とか、「まじめ」「変なやつ」、そういう風に言われてしまいます。だから、政治の話はしにくいし、できないのが現実です。しかし、18歳選挙に向けたイベントなどには、多くの高校生が集まります。高校生も安心して話せる人がいる場所であれば、話したいと思っているあらわれです。ですから、先生方には、そういった安心して話せる場所や時間を、授業の中やホームルームなどで、10分でも20分でも良いので、作っていただけたらと思います。

そして、学校で学んでいることがどう社会とつながっているのか、例えば福祉系の学校であれば、今の福祉制度や介護保険について、「介護職の給料はどうかと思うか」「今回、消費税は上がらなかったけれど、待遇はどうかと思うか」など、少しでも、政治とのつながりを考え、気軽に話せるような場所や時間を作っていくことが、今、大人に求められているのではないかと思います。

ようやく始まった主権者教育

今回、文部科学省と総務省が、18歳選挙になることを受け、主権者教育の必要性から、「私たちが拓く日本の未来」という副教材を作りました。

2016年7月の参議院議員選挙に向けて作られているので、選挙教育の要素が強いのは否め

ませんが、実践編では、実際に、どのような教育をしたら良いのか、具体的な事例を取り上げています。話し合いの方法やディベートについて、多様な意見を取り上げる方法が紹介され、実際の選挙や架空の選挙を題材にした模擬選挙や模擬議会、地域の課題について考えていく実践的な内容でまとめられています。今まで、このような副教材はなかったので、総務省と文科省がこの教材を作ったことは、とても画期的なことだと思います。この副教材は、すでに370万部作られていて、WEBサイトからもダウンロードができます。

教員用の指導資料の中では、選挙運動や政治活動のあり方の説明等、公職選挙法との関係も含めて書かれています。

また、授業でどのように実践したら良いのかというポイントもまとめられています。実際の指導計画や指導上のねらい、評価のあり方、授業プラン、また、指導上の政治的中立の確保などのような点に注意しなければいけないのか、公職選挙法に関する注意や学校でのQ&Aについても書かれています。是非活用していただければと思います。

模擬選挙を実施して

私は、実際の選挙を題材に実施する模擬選挙を、2002年の町田市長選挙から続けてきました。実際の選挙を活用して生徒が擬有権者になります。選挙権年齢になって突然選挙に行って選ぶのではなく、その前に、自分だったら、どの政党を支持するか、またどのような政党があって、どのような政策を掲げているか、ということを考えて、とりあえずお試しでもいいから、投票してみる。生徒は、模擬選挙で実際に一票を投じることで、将来、候補者をどうやって選んだら良いのか、また友達同士で、家族で、先生といろいろ意見交換するということを含めて、有権者になることを実感します。架空の選挙とは、実感が全く違います。

本当の選挙を題材にするからこそ、夜のニュースでの党首の第一声や、学校に来る途中に貼ってあるポスター、街頭演説、公約集等を気に留めてみる。そうするだけで、今までうさいなとか、なんだか汚いなとか思っていた選挙・政治というものが身近な存在になります。大人は、そういう機会をどんどん作っていかねばいけません。

子どももいずれ有権者となります。その中で主権者として、自分はという視点で選ぶのか、大人と違う視点も、もちろん良いと思います。その点を尊重しながら、学校の先生方には、「こんな考え方もあるよね」「こういう意見を言っている人もいますよ」というように意見を提示して欲しいと思います。多様な意見に出会えることが、子どもたちにとってはとても重要です。

模擬選挙の中で、「家庭で話してみる」という宿題を出すと、実際の投票率もアップすると言われています。10代後半の子どもを持つ親は子育ても一段落しているもので、選挙では、子どものことより、自分の老後のことや、自分の親の介護のことが気になります。しかし、子どもから選挙や政治について聞かれることで、子どもの将来について改めて考え、選挙に行かなければと意識が変わるようです。

ネットではいくつかの設問に答えることで、自分の考えがどの政党に近いかを示してくれるサイトなどもあります。そういったサイトも活用しながらやっていくといいと思います。

このような模擬選挙は、アメリカの大統領選挙でも行われていて、アメリカでは700万人が、スウェーデンの総選挙では42万人が投票しています。

日本の2014年総選挙のときも模擬選挙が実施され、投票結果では、実際の割合と模擬選挙の割合が、おおよそ同じような選挙結果になりました。^(※6)

実際の選挙があるときにやる模擬選挙は、やる前は政治や選挙に関心がないと答えていた子どもたちの関心が非常に高まります。今まで

は、「テレビの中の選挙」「どうせ大人の話だと思っていた政治」について、自分だったらこの政党が、またこの政策が大事だということを考え、まさに他人事ではなく、自分事になる場面をつくることができるという点が、模擬選挙の大きな意義だろうと思います。

いずれ有権者になる子どもたちにとって、政策は、自分たちの生活に関わる問題ですので、きちんと考えて欲しいですし、彼らのために、安心して話したり考えられる場所を設けて欲しいと思います。また私も作っていきたいと思います。

身の回りにある社会課題に気付かせる

今回は、まもなく選挙がありますので選挙について考えて欲しいという想いで模擬選挙についてお話をしていますが、模擬選挙や模擬議会だけが、政治教育ということではありません。日常生活や学校での出来事が、どう政治や社会課題につながっているのか、どこが今の政策や法律に関わっているのかについて、意識させることが非常に大切です。

工業高校や定時制の学校でも模擬選挙に取り組んでいますが、定時制高校の場合は、昼間は働いている生徒も多いので、景気の話やブラックバイトなど、自分の雇用状況に関する話はやはり気になるようです。そういうことがまず政策への関心の第一歩です。模擬選挙は、それをどう認識させ、文句を言うだけではなく、どう変えたら良いのかを考えさせる良い機会になりますので、日頃の授業の中でもやっていただけたらと思います。

先日、横須賀市の小学校5年生が、スケートボードを練習できる場所がないのでできる場所を作って欲しいという請願を約600名分集め、横須賀市の市議会に提出したというニュースが出ていました。実際に小学生でもこうした活動や行動は可能です。大人が、子どもだからといって半人前扱いするのではなくて、自分たちは

どうしていききたいのかということを声に出して行動させるようにしなければ、考えられる市民には育ちません。

主権者教育への取り組みにあたって

教育の政治的中立について、今回、文科省も大きく立場を変えています。今までは、どちらも取り扱わないことを政治的中立としてきましたが、これからの時代は、教育の場だからこそ、多様なものの見方、考え方をきちんと見せて欲しいとしています。

生徒は、先生の一言で影響を受けてしまう可能性があるのも、先生自身の支持政党を言ったり、特定の政党だけを取り上げることは避けていただきたいところです。多様なものの見方、いろいろな考え方があることを見せた上で、「君はどう思うか」ということを考えさせるようにしていただけたらと思います。

この副教材の中では、現職の国会議員や地方議員などを学校に招くこともできると明記されていますので、それぞれ先生方の学校の中で、地元の中央議会を含めて、様々な議員の方を学校に招いて会話をするというような機会も作っていただけると良いのではないのでしょうか。

模擬選挙に関してご注意いただきたいのは、選挙期間中については、公職選挙法上、マニフェスト等を学校の先生が授業中に配ることはできませんし、政党の候補者のポスターを学校の中に貼ることも、公立の場合はできません。

また、有権者以外は選挙活動が禁止されていますので、17歳以下は、SNS上も含めて、例えば「自民党いいよね」というのをリツイートすることも、厳密にいうと公職選挙法上の違法行為になります。教員の立場からすれば生徒に言わなければいけないこともいろいろありますが、目くじらを立ててあれもこれもやってはいけなくなると、生徒は萎縮してしまいますので、その点には配慮していただけたらと思います。

副教材は、公職選挙法に抵触するおそれがある「してはいけないこと」が書かれている「べからず集」となっています。しかし、逆にここに書いてある事以外はできますので、してはいけないことに注意しながら、それ以外のことについては、創意工夫してやってみてください。

現在、高校では50校ほどが模擬選挙に取り組んでいると聞いています。ぜひ、本日お越しの先生方の学校にも、この中に加わっていただけたらと思います。

課題はありますが、模擬選挙をはじめ、学校の中でどんなことができるのか取り組んでください。大切なことは、これから社会を担っていく子どもたちが主権者としての意識を持つためには、大人になってからでは遅く、子どもの時から自分が主権者であること、そして、自分は何をどう人に伝えたいのか、自分は何を大事にしているのかについて、きちんと考えさせていくことだと思います。そして、こうした取り組みが家庭や自治体でも広がることを願っています。

参考データ出典元

- ※1) 総務省・文部科学省「私たちが拓く日本の未来」
- ※2) (公財) 明るい選挙推進協会「第47回衆議院議員総選挙の実態(発行平成27年8月)より」
- ※3) 資料「environment III - ISSP2010」
舞田敏彦blog データエッセイ
http://tmaita77.blogspot.se/2015/10/blog-post_17.html
- ※4) NHK「政治と社会に関する若者意識調査」より
2015年11月4日(水)～12月10日(木)にかけて全国の18・19歳の国民3000人に対して実施(調査有効数(率)=1813人(60.4%))
- ※5) 読売新聞「世論調査」
全国の18・19歳の2000人と、20歳以上の成人有権者2000人を対象に2016年3月下旬～5月上旬に実施(郵送方式)
- ※6) 模擬選挙推進ネットワークが2014年12月の総選挙において模擬選挙を実施した学校を対象に2014年12月～2015年1月にかけて実施
回答=合計1454人(中1=43人、中2=21人、中3=190人、高1=704人、高2=205人、高3=291人/男子454人、女子315人、不明685人)

生涯学習による可能性の拡大、 自己実現及び社会貢献・地域課題 解決に向けた環境整備に関する 中央教育審議会答申について

[講師] 文部科学省 生涯学習政策局
生涯学習推進課民間教育事業振興室 室長
助川 隆

[講演] 平成28年6月20日 全国各種学校協会／研修会
(東京・アルカディア市ヶ谷)

※肩書きは当時のもの

はじめに

全国各種学校協会の研修会にお招きいただき、ありがとうございます。本日は、平成28年5月30日に中央教育審議会が取りまとめた答申についてご説明させていただきます。

まず文部科学大臣より、昨年（平成27年）4月に中教審に諮問がありました。諮問は大きく2つの事項に分かれておりまして、それぞれ、第一部、第二部としてまとめています。

第一部は「専門職業人養成のための新たな高等教育機関」の制度化について中教審が取りまとめたものです。これから私が説明申し上げるのは、第二部「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」です。中教審の下にはいくつか分科会があり、その中で生涯学習を検討していただく生涯学習分科会がごございます。生涯学習分科会のさらに下に学習成果活用部会というのを設け、そこを中心に「学習の成果を活用するためにどうすればいいか」ということを検討していただいた成果がこの答申にまとめられています。

生涯学習の成果を活用する際の課題

人々が生涯を通じて何らかの学びをしていく上で、地域活動であれ、仕事の中であれ、学校の中であれ、家庭の中であれ、学んだその成果を活用できたらいいですよね。そうは言っても、実際に学んだ成果を社会で活用できるかというと、なかなかハードルが高いものです。例えば私が珠算を学び、そのスキルを何かに役立たいと思っても、どこに行けば役立つかかわからないというのが最初のハードルになります。一方で珠算の活動の機会を提供しているA氏がいます。A氏は活動の機会を提供したい、ついてはこういう人材がほしいと思っても、人材が見つからない。このように学習者と活動の機会を与えてくれる方とのうまいマッ

チングができないというのが、1つの課題になります。

現実には社会教育に関わるコーディネーターが地域におられたり、大学の生涯学習センターがあったりします。そういうところに相談に行くと、次の学びの機会をこういう場所で提供しているとか、ここで人を募集しているので活躍の場があるとか、マッチングしてくれる場合があります。ただそれはコーディネーターの長年の経験や勘といった人力であって、それをもっと効率的にできないかという課題も見えてきます。

また次に、活動の場を見つけられたとしても、自分のスキルを説明することは容易ではありません。珠算の場合は検定があり、また、国家資格や教員免許はわかりやすい証明になります。しかし「〇〇検定に合格しています」といっても、その検定試験自体が知られていない場合があります。このように、活動の場が見つかってスキルを証明できないと実際の活動に結びつかないということが学習者側には起こり得ます。これは逆に機会を提供するA氏の立場でも困った問題です。いかに「〇〇検定を持っている」「〇〇ができる」とアピールされても、A氏としては本当にできる人なのか判断できないからです。

つまり大まかには、生涯学習の成果を活用しようとした時、2つの課題が挙げられます。1点目はどうやって人と人をマッチングするかです。そして2点目がマッチングされたとしても活動の場を提供する側に学んだことをどう証明するかです。2点目については国家資格などで整備されている部分もあります。ただ検定試験というのは数多くあって、どれがどのレベルの実力の証明になるか、不明瞭な部分もあります。また1点目の課題についても生涯学習の分野のコーディネーターがおられるけれど、より効率的な方法はないか、答申ではICTの発展等も視野に入れて検討しています。

地域の課題を地域で解決する 「学びと活動の循環」形成

あらためまして、本答申では第Ⅰ章、第Ⅱ章、第Ⅲ章が総論、第Ⅳ章は２点目の課題である、学んだ成果を証明する方策の１つである検定試験についての検討。第Ⅴ章の「ICTを活用した“生涯学習プラットフォーム（仮称）”の構築」は１点目の課題であるマッチングについて検討しています。

まず第Ⅰ章の「生涯学習を取り巻く状況」です。「社会状況の変化」として、例えば人口減少や科学技術イノベーション、グローバル化等により社会がいろいろ変わってきています。そうした時に地域の課題をそれぞれの地域の住民自らの力で解決していくのが大事であろうと思われます。また生涯学習における「学習環境の変化」も様々に広がっています。例えばTVCMでもやっているようにスマートフォンやパソコンでも学びの教材は提供されていて、ITを通して学びの機会は広がっています。ただ一方で地域住民の中で地域の問題を解決しようとしても、地域に根差した学習の機会が減っている面もあります。

こうした状況を踏まえ、平成20年と平成27年に中教審や教育再生実行会議でもらもろ提言がなされてきました。要点だけを申せば、生涯を通じての学習の機会を充実させることは重要で、学習した成果が評価され活用されることによって、地域の課題を解決していくことが重要としています。そして第Ⅲ章で示した今後の施策の基本的考えですが、「学びと活動の循環」をキーワードとして、これを形成していく必要があると考えています。生涯学習で学んだ成果を地域の活動につなげ、その活動＝例えばボランティア自体がまた新たな学びになる。このような学びと活動の循環の形成が重要ではないかと、基本的な視点として述べています。そこで、この学びの活動の循環のために何をすればいいか、具体的な例としてあげているのが第

Ⅳ章、第Ⅴ章です。

検定試験の質の向上の必要性について

では第Ⅳ章の「検定試験の質の向上等」に移ります。人々の学習の成果を証明するものとして、例えば、国家資格や大学や専門学校の修了証書などがあります。それらは能力を示すわかりやすい証明書になります。その他、民間ベースで行われている検定試験もあります。受験者数が多いものと、年間約300万人が受験されています。では、こうした民間ベースの検定試験は一体どのくらいの数あるかというと、正確な数は把握できないのですが、ある資料では少なく見積もって1000、多く見積もって5000という数字が出ていたりもします。さらには年に数十ずつ検定が増えたり、減ったりもしていると思われます。そうした理由により、検定試験はそのすべてが、人々のスキルをちゃんと測っているとは言い難く、そこで検定の質の確保・向上が求められます。質が向上そして確保されていれば、活用する方も活用しやすくなります。

では具体的な施策について資料に沿って、御説明いたします。「検定試験の評価及び情報の公開」では、検定事業者には情報公開が求められ、評価を通じて質の改善と向上が求められるとしています。では公開すべき情報とは何であるか。基本的なところでは、どんな人がどのくらいの人数受けているのか、またその難易度はどのくらいかということがあります。学校に関係するところでは、例えば、学校の教科と対応するような検定試験の場合、学習指導要領とその検定がどのように関わり、対比しているのかわかると活用する側も活用しやすくなります。

また、情報公開というとき、自己評価にも関わるところですが、本当にそのスキルを測っているのですかということも問題になる場合があります。例えばこの検定では英語の能力を測っていますと言いながら、出題された英語の問題

には「アメリカの独立記念日はいつですか？」と、アメリカの歴史の知識があつてはじめて答えられるようなものがあるとすると、これには齟齬があります。

試験の中身をしっかり整理して公開することも必要だと思われます。

検定試験の自己評価と第三者評価について

次に自己評価というのがありますが、「検定事業者は検定試験の質の向上のため、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価」するようお願いしています。この自己評価シートはHPでも公開していて、そこでは、検定試験は何を目的としていますか、その目的に対応した検定内容になっていますか、といったことを自己評価するシートになっています。このほか、試験の運営で本人確認はきちんとできていますかといったことも含め、自己評価するようお願いしています。この自己評価に関しては毎年1回はやっていただきたいとお願いしていて、検定試験を受験する人にも、検定試験を活用する企業や学校にもわかるように公開するようお願いしています。また、次のところでは自己評価シートとありますが、さらに新しい最新の状況を加味して自己評価シートを改定するなどして、ガイドラインを作っていくことが望ましいとしております。中教審のこの答申を踏まえ、我々文科省としてもより深い検討の場を設けていきたいと思っております。

次に「第三者評価」についてです。自己評価というのは、普段の日々の自己点検に加えて、統一的なフォーマット（ひな形）に従って行うものです。これに対し、第三者評価というのはより客観的な評価によって質を向上していくものです。第三者評価は試みとしてかつてやったことはありますが、体系的にやっていきましようといっているのが本答申です。自己評価をもとに、さらに第三者評価をぜひ受けていただきたい、しかも民間事業者により第三者評

価をやっていただきたいと示しています。回数は3～4年に1回やっていただき、その結果を公表していただいて、学校や地域活動を提供してくださる方や活用してくださる方がその検定試験を活用しやすくなるような情報公開にしてくださいと述べています。自己評価や第三者評価については、これから国としてもさらに詳細を検討していきたいと考えています。

検定試験の一層の社会的活用のために期待される取組

さて、これまでは検定試験の質を向上させてください、そのためにはこういう方法があると紹介してきました。質の向上により社会的な活用の可能性の幅が広がっていくのではないかとお示するのが次です。

検定試験の一層の社会的活用のために検定試験の関係者に期待される取組としてそれぞれ例を挙げて提案しています。例えば検定事業者には実施者自らの組織運営の情報を公表し、検定試験の合格者数や合格率を公表し、この検定で測ろうとしているのはこういう資質だということを活用者のために示してあげる。こうしたことが検定の質の向上につながり、利用者の拡大にもつながるのではないかと、あるいはこの検定が社会でどう活用されているか示すことも有効と考えます。その他、基礎段階から発展段階まで、検定試験を級ごとに段階付け、学習者が一生にわたって学習に励み継続できるよう実施することも提案しています。また企業については受験を推奨する検定試験の明示や、受験料の負担軽減なども考えられるとしています。

ここで、企業において検定試験が実際に活用されている例を紹介します。これは中教審に来ていただいたアップコン株式会社の取組です。

地盤沈下すると建物が傾きます。このような場合に、アップコン株式会社が、建物を持ち上げ、傾きを直すという工事をしています。この企業では日本語検定の3級を取るよう、全社員

に奨励しています。日本語検定は、漢字・敬語・文法・語彙・言葉の意味・表記の領域から出題され、日本語の総合的な運用能力を測るもので、3級は、「高校卒業レベル～社会人基礎レベル」です。では、なぜこの会社では日本語検定を取るよう指導しているか、代表取締役から話をお聞きしました。

アップコン株式会社の業務は沈んだ建物を持ち上げるものですが、顧客は、工事自体ではなく、施工担当者が作成した報告書によって、施行内容・結果を知ることになります。ところが、担当者が書く報告書は意味が伝わりにくいなど、上司のチェック段階でも首をかしげることがよくあったといいます。そこで、報告書をより良いものにするために取り入れたのが、日本語検定でした。実際に日本語検定を取り入れた後は、まずは報告書の作成にかかる時間が半分になったということです。加えて上司の報告書のチェックで引っかかる部分が減り、企業としては検定の活用により企業経営効率がアップしたということでした。そこで入社時より日本語検定を持っている人を優遇し、そうでない人も入社してから検定を受ける活用の仕方での経営効率アップを実現しているという報告でした。

文科省では別な検定の活用法も検討しています。学校では、子どもたちの学んだ成果を多面的に評価することが求められています。その評価の1つとして検定を活用することを検討しているのです。高校段階でも学校教育の目標に応じて単位認定を行うなどの取組が期待されるとしています。さらには国、地方、公共団体においては、検定が産業界や学校でも活用しやすくなるよう、検定事業者との対話の場を設定し、支援すると述べています。

ICTを活用した生涯学習プラットフォーム

では次に第V章の説明に移ります。

第V章は生涯学習の成果を活用する時の課題

の1つに挙げたマッチングに関わる部分です。マッチングは、従来から、大学の生涯学習センター等による相談や情報提供により行われています。このような取組を支援するために、ICTの進展を踏まえ、ICTを活用して学んだ成果を記録し、活躍の場につなげてもらうことも可能ではないかというのがこの提案です。

参考資料3をご覧ください。ICTを活用した生涯学習のプラットフォームに必要とされる3つの機能です。

1番目が「学習機会の提供機能」です。インターネットで買い物をする場合、「この商品を買った人はこの商品も見ています」と表示されることがあります。これをレコメンド機能といいます。同じように、生涯学習でもICTを活用すると、学習者がこういう学びをしてこういう活動をしてきたということが蓄積されることで、次の学びや活動の場を推薦してくれるというのが「学習機会の提供機能」です。これができれば、学習者と活動の場をコーディネートしてくれるコーディネーター側も、そういう情報を参考に、活用の機会を紹介しやすくなるということもあり得ます。

2番目が「学習・活動履歴の記録・証明機能」です。これは前者の「学習機会の提供機能」を基礎づけるものです。例えば履歴書には学歴や職歴を書く欄があります。加えて〇〇検定取得や公開講座でこういう講座の修了証を持っていると書くこともできます。そういう履歴を上手く蓄積できれば自分の能力を証明しやすくなります。学びの記録を学習者本人が書き加えるかということ、簡単にはいかない場合もあるかと思います。しかし生涯学習プラットフォームがいろんなシステムとつながれば、自動的にデータを取り込めるようになります。

学習履歴が集約されていれば、自分の学習の成果をスムーズに確認できることになります。その個人情報を自分で公にする内容とそうではない内容を管理し相手に見せることができれば、自分がどういうことができる人間か、より

深く効率的に知ってもらうことができます。これが「学習・活動履歴の記録・証明機能」です。

3 番目が「学習者等のネットワーク化機能」です。Facebookなどをイメージしてもらえると良いのですが、そういうところで他の学習者とつながってモチベーションをもって学ぶことができたり、そのつながりから違う学びの場を見つけたり、さらには学びを活用する場も見つけられるのではないかというのが「学習者等のネットワーク化機能」です。

最後に

このような形で、生涯学習プラットフォームというものも考えられるのではないかとお話ししましたが、ではこれが今日明日にもできるかといえば、それは考えにくいことです。総務省において、初等中等教育段階の実証事業をやっていて、その総務省の成果も活用しながら検討する必要があります。このとき、特に個人情報保護は重要な問題です。また、国としても研究の余地はあり、文科省も民間への委託を含め研究し、生涯学習プラットフォームのあり方を引き続き検討しているところです。

以上が、第二部の概略です。ご清聴、ありがとうございました。

全国専門学校 青年懇話会

第26回経営戦略セミナーレポート

(学)西野学園 理事長

前鼻 英蔵

平成28年11月24日～26日 (東京・TKP新橋カンファレンスセンター)

「全国専門学校青年懇話会とは」

全国の専門学校の若手幹部、次世代経営者の会で、50歳未満の方対象（超える方も参加している）。これからの経営に必要とされる知識の習得、情報交換、疑問解消と同時に、全国に跨がる人的ネットワーク作りを目的としている。年に1回の本大会と数回のセミナー開催を中心に活動している。なお、故大森厚中央工学校理事長の発声により26年前、軽井沢のセミナーハウスに約30名の若手経営者が集まったことから発足した。

今回で26回を迎える本セミナーは、次代の専門学校経営者及び経営の一翼を担う方々を対象として、毎年秋に2泊3日の日程で開催しています。

昨今の教育環境の中で、専門学校が抱える諸問題について解決の糸口を探る研修として、昨年度までに全国から延べ940名に参加いただきました。設置分野が多岐にわたる専門学校では、学校間の情報交換が容易ではありません

が、本セミナーで共に研鑽した経験は、その後のネットワーク形成に大いに役立つとの声を多くの参加者からいただいています。

今年は会場を東京として、54名の参加者を得て開催されました。近年、西日本からの参加者が4分の3以上を占め、若手の台頭が西高東低の傾向になっているので、東からの参加者が増えることを期待しているところです。

今年は、今後の教育の方向性や事業継承、最新の人事について学び、活発な意見交換や議論が深夜までなされ、多くの知見を得て終了しました。その様子をレポートします。

セミナー一日目

開講式では、小林光俊全専各連会長と、開催県を代表して山中祥弘東京都専修学校各種学校協会会長よりご挨拶をいただきました。若手への期待がヒシヒシと伝わる激励のお言葉に、皆、気が引き締められました。

はじめに、基調講演として、東京大学大学院教授 鈴木寛先生より「高大接続改革と職業教育」をテーマに、今後の高等教育の方向性についてお話いただきました。我々高等教育機関を取り巻く環境は大きな変革期にあり、現在、審議が進んでいる大学入試改革並びに専門職大学の新設から今後予測される高等教育機関を取り巻く環境の変化（変革）まで、拝聴することができ非常に有意義な時間でした。特に、AI や ICT の発達により今後 30 年で代替ができる職種・できない職種各 100 種の一覧が出された時は会場から驚愕の声が起きました。抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業、他者との協調や、他者への理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業は、AI 等でも転換が難しいという事でした。そのためにも、教育の現場では、先行き不透明な将来性を見据え、想定外を生き抜く人材の育成、科学技術の可能性と限界を理解し、それらを活用制御できる力、新たな社会課題に向き合うための学識と方法と特徴が必要だと述べられました。さらには、AI により職業が変わるため、それに対応する教育は一体何かを考える必要があると述べました。

続いて、株式会社タナベ経営の若松孝彦社長から、100 年続く企業というのはどのような体質なのか、講演をいただきました。若松社長は、様々な企業の事業継承に関わった経験から、私たちに、『永続する学校や企業をつくるという

ことは組織を如何につくるかということ』、『経営とは学校も企業も業種や業界で分け隔てることはなく原則として共通していること』など、シンプルで強いメッセージをくださいました。

参加者からは、私たち学校経営に携わる若手にとって後継者としてやるべき事が明確になったという声を多く聞きました。また、学校経営も企業的志向を持つことの大切さ、変革の重要性、事業だけでなく組織も継承しどのように発展していくのか、そのプロセスをどう考えるか、という点でも貴重な講演となりました。参加者の目が期間中一番鋭く真剣になり熱心に聞いていましたし、講師からも目の色が違うという言葉をいただきました。

夕食を取りつつ懇親会、2 次会では分科会形式に変えて議論しました。

分科会は班ごとに日々の疑問など、専門学校経営に関わる者同士活発な意見交換を深夜まで繰り広げました。

セミナー二日目

二日目の第一講は、文部科学省専修学校教育振興室白鳥綱重室長から行政報告、続く第二講は、菊田薫全専各連事務局長の「専門学校・各種学校の課題」、このテーマについてお話いただきました。

昼食後は、三菱 U F J リサーチ & コンサルティング株式会社の小池陽二郎氏から、「～労働市場・労働行政の変化への対応～人事マネジメント高度化の考え方・進め方」をテーマに、再雇用契約の変更点、労使紛争予防等について学校法人が取るべき対応について事例を交えてお話いただきました。特に平成 30 年度から始まる有期雇用の契約問題については、各法人とも今から準備が必要だということを参加者は痛感しました。

株式会社進研アド専門学校営業部の深堀雅樹部長から、「円滑な高専連携に向けて～初年次教育に求められることは何か?」と題して、昨今の高校生を取り巻く環境と、初年次教育の重要性について、講演をいただきました。特に進

研模試の全国平均がここ数年低下していることから、大学も含めこの取り組みが募集活動にも影響している旨の話がありました。

二日目も夕食を取りながらの懇親会・分科会を行い、意見交換を行いました。

セミナー三日目

最終日、青年懇話会会長前鼻より、オーストラリア（以下「豪州」）の高等教育機関 Technical and Further Education、（以下「TAFE」）の視察旅行の報告を行いました。

私たちは、6月8日から10日までの日程で、青年懇話会会員有志25名とともにシドニーにあるTAFE NSW（New South Wales、ニューサウスウェールズ州）のThe Northern Sydney Instituteの3つのキャンパス（St Leonards Campus、Ryde Campus、Meadowbank Campus）を視察しました。

今回、株式会社ベネッセコーポレーションのベネッセ海外留学生センターに3つのキャンパスの選定及び現地ガイドと通訳の手配、事前説明を協力いただきました。

豪州には、VET（Vocational Education and Training、豪州職業教育訓練）と呼ばれる職業教育訓練機関があり、公立と私立の機関に分けられます。TAFEは、公立の職業教育訓練機関で、豪州全土に53の施設があり、政府（州政府）によって管理・運営され、財政支援があります。大学でも、VETに基づくプログラムを提供することができ、豪州国内に大学は40あるのですが、そのうち15がこのVETの認定プログラムを提供しています。現在VET受講生の66.3%は、TAFEではなく私立の職業教育訓練機関で学んでいます。しかし、質的にはTAFEの方が整っているそうです。

TAFEでは、各業界において実践的で役立つスキルを身に付けることを目的にしています。コース内容は、多岐にわたっており、ビジネスやコンピュータなどから観光、農業、園芸、福祉など充実しています。

豪州には Australian Qualifications Framework

（オーストラリア教育資格システム、以下「AQF」）の制度があります。豪州は、連邦国家で、最初、州・区により資格枠組みがバラバラであったため、国内で就業する上で他州へ行っても資格が認められないといった事がありました。そこで、英国を手本に統一的に資格を捉えるために作られたのがAQFです。AQFは、EU内の統一規格であるEuropean Qualification Framework（EQF）や、英国の資格枠組み（QCF）、ASEANの資格枠組み（AQRF）などのNQF（National Qualification Framework）と整合性があります。

TAFEでの修業後は、AQFのレベル3や4に該当するCertificate III、IVの資格から、レベル5や6になるDiploma、Advanced Diplomaの学位が取得できます。Diploma取得後、大学を経てBachelor Degreeを取得する「Diploma-To-Degree Pathways」（通称D2Dプログラム）という接続プログラムはAQFの特徴的なプログラムです。修業年限は、大学もTAFEも共に3年で、在籍者は、2014年時点で、24歳以下が74万人に対して、25歳以上は103万人です。豪州内での社会人教育の受け皿として確立されています。

VETは、職能に基づく訓練制度が中心になっており、訓練内容はパッケージされています。このパッケージは特定の産業、産業セクター企業で労働者のスキルを評価・査定するための国の認めた基準と資格のセットです。その開発は、産業スキル委員会（Industry Skills Councils）が行い、承認します。2016年から組織が変更されていますが、基本的に産業界、国、TAFEが一体となって開発に取り組んでいます。ここで重要な観点は、企業側がこういう仕事は「出来ないといけない」、「知っていないといけない」というスタンダードスキルを作成し、それを産業界と教育側が協議していること、そしてスタンダードスキルを「時流に合っているのか」、「他にこういうスキルが必要でないか」などの検討を常に行っていることです。卒業生が仮に産業界のニーズに合っていないければ、スタンダードが書き換えられるのです。そのた

め、日本では、学業を修めたものより職業訓練修了者の給与が低いと見られがちですが、豪州では訓練修了者も高い給料の仕事に就けます。高卒後大学へ行くのではなく、TAFE を経て大学へ行く方が良いと考える人は少なくありません。技術を身に付けて、専門的な学問として学ぶのはその後で良いという考えです。学問だけで就ける仕事もありますが、技術を身に付けないと就けない仕事もあるので、前述の逆で、大学卒業後 TAFE に来る人もいます。このように、TAFE 卒業生は仕事に就く率が高い事が、TAFE を目指す利点です。留学生の受け入れも多く、留学生の 80% はアジアの学生です。

今回 3 つのキャンパスで、下記の様々なコースを見学しました。

- ・ヘアビューティーコース
- ・グラフィックコース
- ・ツーリズム
- ・ホスピタリティコース
- ・園芸、都市計画、都市デザイン & 建築のコース
- ・マッサージコース
- ・チャイルドケアコース
- ・CISCO プログラムの IT コース
- ・看護コース

それぞれの授業目的や方法、卒業までのプロセスをお聞きました。中には、世界数カ国に

ある「ル・コルドンブルー」のコースがあり、ランチやディナーを実習生が作り一般客が食べられるようにもなっていました。

キャンパス内は広く、自然豊かな環境の中にあります。各コースとも実習施設は大変広く、またカリキュラムに添った必要な設備が十分に整っておりました。特に豪州的な園芸や都市計画のコースの実習場は我々の目には大変贅沢に思えたほどです。例えば、芝生の生育と整備のために大きなグリーンがありましたが、1 年かけて完成させた後は全て枯らして次年度また 1 からスタートできるようにしていると、土木系の実習施設は雨でもできるよう室内に整備されているなど、何かにつけてスケールが大きく、実践的な設備整備がされているのが印象的でした。

教員要件も大変重要ですが、今回の視察では、ある程度の実務経験と大学における単位取得が必要であるという説明を受けましたが、詳細を聞く時間が無く帰国後の勉強となりました。

以上で、3 日目の午前は終了となり、閉講式にて受講者に修了証を交付し、今年のセミナーが閉会しました。

セミナーの内容は毎年変え、ここ数年は現場で活用できる内容も入れております。多くの方の参加をお待ちしています。



参照 1. 中村雅美「オーストラリア職業教育訓練教員の資格要件—専門技術継続教育機関 (TAFE) の高等教育段階に照準して—」、産業教育研究第46巻第1号2016年、15-22頁
2. 中村雅美、寺田盛紀「オーストラリア・TAFE の職業教育プログラムにおける資格と学位の関連—メルボルンとシドニーの事例に即して—」、産業教育学会、2016年10月23日

キャリア教育を実践する現場の知見で編纂した 学生用ワークブックを活用しませんか？

アクティブ・ラーニング型 キャリア教育ワークブックやる気の根っこ 「未来ノート」

定価：972 円（本体 900 円＋税）
（A 4 版・64 ページ）

全ての教職員がキャリア教育の現場で活用することのできる“学生用ワークブック”です。授業の想定時間は 12 コマ（1 コマ 90 分）。全コマを実施することにより最大の学習効果が得られるよう編集されています。ただし、分割実施や15コマの場合は他の授業の一部を組み入れて利用することも可能です。

特徴 1

アクティブ・ラーニング型のキャリア教育

「未来ノート」は、**アクティブ・ラーニング型のキャリア教育ワークブック**です。学生が本書を利用してチーム学習を行うことにより、楽しく効果的にキャリアについて学ぶことができるよう編集されています。また、目標達成を目指して行われるチームでの「**主体的・対話的で深い学び**」は、**就業観やコミュニケーション能力の育成**に大きな効果を発揮します。



特徴 2

教員用ガイド

インターネット上に、本書を利用する先生方専用のページを設け、教員用ガイドをダウンロードしていただけます（注文書に記されたメールアドレス宛にご案内いたします）。教員用ガイドには、コマごとの学習目標が設定され、それを達成するための学習内容と時間配分が表示されており、それをそのまま**シラバス作成の資料**として利用できます。

また、キャリア教育を担当したことのない方でも、ワークブックと**教員用ガイド**を活用すれば、授業が担当できるように工夫されています。

特徴 3

リングファイル型式

ワークの中には、自分の思いを書き込んでチームのメンバーと分かち合うものや、切り取ってメンバーにプレゼントするカードが含まれます。そのため、ワークブックはリングファイル型式とし、中身の取り外しが自由に行えるようにしてあります。

教材サンプルと見本

ワークブックの一部および教員用ガイドの一部を含む教材サンプルを、本財団のホームページから無料でダウンロードすることができます。



アクティブ・ラーニング型キャリア教育ワークブック「未来ノート」は、キャリア・サポーター養成講座を受講いただいた350 余校の先生の多くの方から頂いた「せっかく学んだマインドやスキルを学校教育の場で一層有効に活用するため、学生用の教材を開発して欲しい」というお声を元に文部科学省の補助を受けた研究委員会を立ち上げて教材の研究開発を行い制作した“学生用ワークブック”です。

索引(兼モデル授業計画表)

回	章	学 習 内 容	セッション番号	セッション名	該当ページ
1	第1章	チーム学習を進めるために	セッション 1	「話し合いの意義」	P 1～ 7
2	第2章	自己理解	セッション 1	「私の大切なもの探し」	P 8～11
3			セッション 2	「私ってどんな人？」	P12～16
4			セッション 3	「自分を知る手がかり」	P17～25
5			セッション 4	「過去を振り返ろう」	P26～29
6			セッション 5	「なぜ働くの？」	P30～34
7	第3章	仕事理解	セッション 1	「地図を作ってみよう!」	P35～38
8			セッション 2	「ケーススタディで学ぶ実際の仕事」	P39～48
9			セッション 3	「インタビューしてみよう」	P49～50
10	第4章	仕事選択 ～未来に向けて～	セッション 1	「模擬店を出そう!」①	P51～56
11			セッション 2	「模擬店を出そう!」②	P57～58
12			セッション 3	「未来ページ」	P59～61
13	オプション・カリキュラム			学校ごとの独自の授業(例:プレゼンテーション演習)	
14	オプション・カリキュラム			学校ごとの独自の授業(例:企業・組織研究)	
15	オプション・カリキュラム			学校ごとの独自の授業(例:社会人による講話)	

授業の展開

第1章 | チーム学習を進めるために

効果的な話し合いをするために能動的(アクティブ)な学習の目的を確認して、学習方法を共通理解する。

第2章 | 自己理解

自分の特徴を知り、自分らしさと「働く」ことについて考える。

自分のものの考え方や性格・価値観・能力、強み・弱みなどについて知り、自分の持味の生かし方を身につける。

第4章 | 仕事選択／未来に向けて

さまざまなワークの中で、学び、気づいたことをもとに、キャリア・プランをつくる。

多様な役割に対する自らの志向性を認識し、その上でキャリア・プランを考え、共に学び合う仲間とエールを交換し、社会で働く勇気をもらう。

第3章 | 仕事理解

仕事に求められる役割や意識を認識し、「働く」ことに理解を深める。

組織の中で仕事をするこの意味を理解し、また、働く人からも声を聴き、働きがいとは何かを現実的に理解する。

この教材の注文書は、本財団のホームページからダウンロードできます。送料、納期等詳細は、注文書をご覧ください。ご不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団
TEL 03 (3230) 4814

職業教育・キャリア教育を行う学校・教育機関における
個人情報保護の安全かつ適切な取扱いを推進する

スクールプライバシーマーク

®School Privacy Mark



背景

- パソコンのウィルスソフト感染、持出したパソコンや記憶媒体の盗難・置忘れ、サーバーの脆弱性を衝いた不正アクセス等による保管データの外部流出、振り込め詐欺やなりすましによる預金引出しといった犯罪への利用など、以前にも増して個人情報の適切な管理が社会的な要請となっています。
- 文部科学省の「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成 25 年）の『評価項目・指標等を検討する際の視点となる例』、「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」(平成 27 年)の『評価項目の設定』は、「法令等の遵守」に『個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか』を例示しています。
- また、国際規格「ISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス・サービス事業向け基本的要求事項）」を踏まえ作成された厚生労働省「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」では、民間教育訓練機関のマネジメントにおける記録及び文書管理の指針の中で、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護することを求めています。
- ただし、専修学校をはじめ学校・教育機関では、教育・指導の取り組みにおいて、個人情報を大量に保管する教職員室への学生・生徒の入室制限など、一律的な物理的安全管理措置を行うことは、効果的な教育活動と相反する場合がある等の課題も生じます。
- さらにマイナンバー制度の導入に伴い、学校等は教職員から個人番号など特定個人情報を求めますが、就学支援金・奨学金や授業料減免など在学者に対する経済的支援を行う場合も、学生・生徒および保護者の課税情報など機微な情報を求めますので、個人情報を適切に取扱う措置を予め講じる必要があります。
- 以上のように、現在、教育分野特有の事情を勘案した個人情報保護に係る独自の外部評価が課題となるなか、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（T C E 財団）が認定制度を創設しました。

スクールプライバシー（SP）マーク制度



- 学校等が、行政機関や学生・生徒および保護者を含め広く社会に対して、個人情報を適切に取扱う安全性・信頼性を保証する制度“SPマーク”です。
- 個人情報をガッチリと守るイメージの“パドロック（padlock：南京錠）”をモチーフに、“人の笑顔”をあしらった学校等や社会で親しみやすい印象をもったロゴマークにしています。
- TCE財団の評価・認証事業運営委員会が定める基準を満たしているかどうかを書類や実地で審査し、個人情報を適切に取扱っていると判定した学校等に対して、“SPマーク”の付与、使用を認めることとします。

SPマーク導入のメリット

入学前

願書の請求、オープンキャンパスの申込みなど問合せ件数増加！

- ホームページの願書請求、オープンキャンパス登録などのフォームには、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、出身校などの欄があり、自分の個人情報が“悪用”されることを心配して、問合せを躊躇する傾向もあります。



- “SPマーク”を取得している学校等は、個人情報を提供しても安心です！

入学後

クラス運営、学校運営に欠かせない個人情報の利活用が可能に！

- クラス名簿（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）が作れないとの心配もあります。



- “SPマーク”を取得している学校等は、適切な個人情報管理体制を整備しているのでクラス名簿は作れます！

卒業後

業界で活躍する多くの卒業生の人的ネットワーク化を推進！

- 同窓生名簿（氏名、住所、勤務先、電話番号、メールアドレスなど）を整備できないとの心配もあります。



- “SPマーク”を取得している学校等は、適切な個人情報管理体制を整備しているので同窓生名簿を整備することができ、卒業生の間の活動を活性化し、また、卒業生にスキルアップ講座の受講の機会をお知らせできます。

お問い合わせ先

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）
 スクールプライバシーマーク制度 事務局
 TEL 03 (3230) 4814

専修学校1年間の歩み(平成28年4月～平成29年3月)

平成28年(2016年)				
月	日	内 容	場 所	解 説
4月	15日	平成28年度事務担当者会議	千代田区	都道府県協会等事務局に対して1年の事業計画等について説明するとともに、意見交換を行う会議
5月	13日	第1回「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の開催	千代田区	専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、専修学校教育の振興に関する総合的な検討を行う会議(平成29年3月14日までに10回開催)
6月	8日	TCE財団第121回理事会	千代田区	平成27年度事業報告、決算報告・監査報告、評議員会の招集について審議、承認
	15日	全専各連第65回総会・第123回理事会	千代田区	平成27年度事業報告、決算報告・監査報告について審議、承認
	18日	第57回外国人による日本語弁論大会	高山市	日本に住む外国人が日本語により日本の文化や社会について考えを述べる大会
	24日	TCE財団第83回評議員会	千代田区	平成27年度事業報告、決算報告・監査報告審議、承認
7月	11日	「職業教育の日」		昭和51年7月11日の専修学校制度制定を記念して
	11日	TCE財団第122回理事会	千代田区	代表理事等の選任について審議、承認
	15日	中国ブロック会議	広島市	中国ブロック(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
	15日～17日	2016日本留学フェア	台湾	日本への留学を希望する学生等に対して現地で相談会を開催し、日本の教育機関の最新情報を提供。15日(台中)・16日(高雄)・17日(台北)
	21日～22日	【中堅教員研修】体系的カリキュラム・シラバス作成(インストラクショナル・デザイン)研修	千代田区	専修学校の中堅教員として働くことの意義に自ら気づき、更なる継続的な教育活動に関わり、各校での中核的・専門的な役割を担うための能力を育成することを目的とした研修会。
	25日～27日	第26回全国高等専修学校体育大会	富士吉田市	高等専修学校相互の交流とスポーツを通して生徒の健全な精神の涵養、体力の向上などを目的とした体育大会。10都府県、20校の選手が参加。10競技で熱戦が繰り広げられる。
	27日	近畿ブロック会議	和歌山市	近畿ブロック(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
	28日～29日	九州ブロック会議	熊本市	九州ブロック(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
	28日～30日	職業教育・キャリア教育に携わる全ての教職員のためのキャリア・サポーター養成講座	大阪市	専修学校等でのキャリア・サポート(学生生徒が自分自身のキャリア(仕事人生)を主体的に設計・選択・決定できるよう支援する)を推進するために、教職員が有すべきマインド(態度や姿勢・考え方)を養成することを目的とした研修会。8月1日～3日(新宿区)
8月	4日	チーム学習型キャリア教育ワークブック「未来ノート」活用研修会	千代田区	チームの力を借りながら、より能動的(アクティブ)により主体的に自分のキャリアの在り方について考えていくチーム学習を中心としたキャリア教育ワークブック「未来ノート」を活用した教育方法を教授する研修会。9月6日(福岡市)、9月8日(大阪市)、9月9日(名古屋市)、12月10日(郡山市)
	8日～12日	第25回全国専門学校バレーボール選手権大会	鹿児島市	全国8ブロックの予選を勝ち抜いた男女30チームが出場
	8日～12日	第21回全国専門学校バスケットボール選手権大会	豊田市	全国9ブロックの予選を突破した男女28チームが出場
	11日～12日	【中堅教員研修】新任指導力(組織コーチング・メンタリング)研修	文京区	専修学校の中堅教員として働くことの意義に自ら気づき、更なる継続的な教育活動に関わり、各校での中核的・専門的な役割を担うための能力を育成することを目的とした研修会。18～19日(大阪市)
	23日～24日	北関東信越ブロック会議	渋川市	北関東信越ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県)
	25日～26日	【中堅教員研修】学級経営・学生対応研修	文京区	専修学校の中堅教員として働くことの意義に自ら気づき、更なる継続的な教育活動に関わり、各校での中核的・専門的な役割を担うための能力を育成することを目的とした研修会
	29日～30日	中部ブロック会議	福井市	中部ブロック(富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
	29日～31日	【中堅教員研修】教員のキャリアデザインワークショップ研修	大阪市	専修学校の中堅教員として働くことの意義に自ら気づき、更なる継続的な教育活動に関わり、各校での中核的・専門的な役割を担うための能力を育成することを目的とした研修会。9月15日～17日(文京区)
	30日～31日	北海道ブロック会議	札幌市	北海道ブロック(北海道)
	2日	第13回全国理美容学校kawaii選手権大会	渋谷区	「かわいい」をテーマに、選抜された48組96人が感性と創造力を競う
9月	2日	【中堅教員研修】リスクマネジメント(クレーム対応)研修	文京区	専修学校の中堅教員として働くことの意義に自ら気づき、更なる継続的な教育活動に関わり、各校での中核的・専門的な役割を担うための能力を育成することを目的とした研修会
	4日	平成28年度全国簿記電卓競技大会	文京区	全国8地方会の予選を勝ち抜いた50チーム、211人の選手が出場
	9日～10日	四国ブロック会議	高知市	四国ブロック(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
	10日～11日	2016日本留学フェア	韓国	日本への留学を希望する学生等に対して現地で相談会を開催し、日本の教育機関の最新情報を提供。10日(釜山)・11日(ソウル)
	23日	東北ブロック会議	盛岡市	東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

月	日	内 容	場 所	解 説
10月	2日～8日	第26回全国専門学校 サッカー選手権大会	札幌市	各地区の代表21校が参加
	8日	第31回全国専門学校 対抗陸上競技大会	江戸川区	19校から約230人が参加
	18日	T C E財団第123回理事会	千代田区	平成28年度事業中間報告、評議員会の招集について等審議、承認
	20～21日	第71回全国私立学校 審議会連合会総会	前橋市	第1専門部会(専修学校・各種学校関係)の協議題は専修学校の収容定員変更に係る学則変更についてと、株式会社等営利法人から各種学校(特に日本語学校)の設置認可申請が提出された場合の対応について。各専門部会共通の協議題は学校設置認可のあり方についてと、休校中の学校及び休職中の学校法人に対する指導・対応について。
	23日～28日	第16回全国テニス選手権大会	岐阜市	地区大会を勝ち抜いた男女延べ29校154人が参加
	27日	第21回全国学生技術コンテスト	品川区	ヘア技術と感性を競うコンテスト。17校・約190人が参加
	28日	南関東ブロック会議	横浜市	南関東ブロック(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
11月	11日～18日	第28回全国専門学校 軟式野球選手権大会	倉敷市	全国各地区の予選を勝ち抜いた20校が参加
	12日	第28回全日本高校デザイン・ イラスト展表彰式	千代田区	デザイン・イラストレーション等を創造・制作・発表することで、最も感性が豊かな年代の高校生の創造力や表現力を啓発することを目的として実施
	14日	管理者研修会	福岡市	「中央教育審議会大学分科会の審議状況と今後の高等教育政策の検討に対する専門学校の対応」、「専修学校を巡る動向について」をテーマとした研修会。28日(大阪市)、12月7日(千代田区)
	20日	第8回 全国理容美容学生技術大会	富山市	予選を勝ち抜いた721人が出場。理美容技術と感性を競い合う大会
	23日	職業教育の日制定記念 「第12回全国高校生・高等専修 学校生「私のしごと」作文コン クール」表彰式	千代田区	「職業」や「仕事」について考える機会と、発表の場を提供するコンクール。テーマは①私の理想とする職業人 ②好きな仕事で、夢をかなえる! ③私の特技で、東京五輪パラリンピックボランティア ④あれから5年、私は3・11を忘れない! ⑤私の仕事で、地方創生 応募総数3929編
	24日～26日	第26回全国専門学校 青年懇話会経営戦略セミナー	港区	次代の専門学校経営者及び後継者並びに経営の一翼を担う方々を対象として、宿泊形式で行うセミナー
	25日	全専各連都道府県協会等 代表者会議	千代田区	文部科学省関連施策について説明
12月	30日	専門学校留学生担当者研修会	千代田区	専門学校の適切な留学生受け入れを目的とした研修会
	5日	第34回全国専門学校 英語スピーチコンテスト	中央区	専門学校生の英語による表現力向上を目的としたコンテスト
	12日～13日	第32回全国専門学校 卓球選手権大会	世田谷区	地区予選を勝ち抜いた34校100人の選手が出場
	22日	第25回全国専門学校 ロボット競技会	渋谷区	テーマは「スチールファイト」。ロボットの創造性とスピードを競う競技会。全国6都府県9校55チームが出場
平成 29 年 (2017 年)				
1月	23日	専門学校留学生 受け入れ担当者協議会	千代田区	専門学校の留学生受け入れを担当する学校関係者を対象とした説明会
	26日	第29回全国専門学校日本語学 習外国人留学生日本語弁論大会	渋谷区	専門学校で学ぶ外国人留学生が日本語の表現能力を競う弁論大会
	30日	専門学校留学生 就職指導担当者研修会	千代田区	専門学校留学生の就職指導を担当する学校関係者と専門学校留学生を採用する企業関係者を対象とする研修会
2月	4日～5日	第9回製菓衛生師養成施設 技術コンクール全国大会	神戸市	決勝大会にはレシビ審査を通過した60人の選手が出場
	7日～8日	専門学校の教育訓練・運営に係 る内部質保証人材の養成講習	千代田区	受講対象者は、専門学校の組織管理・運営、または正規課程もしくは正規課程以外の教育指導や課程等の編成で、3年以上の実務を有し、当該知識を有している教職員
	9日	「服の日」記念行事・第23回 繊維ファッション産学交流会	新宿区	全国服飾学校ファッション画コンクール表彰式、服飾教育顕彰式、服の日記念・産学交流会合同パーティー開催
	24日～25日	第7回全国調理師養成施設協会 「食育フェスタ」(第32回調理師 養成施設調理技術コンクール全 国大会)	新宿区	調理技術の基本と創造性を競う全国大会を開催。地区大会から選抜された75人の選手が決勝大会に出場
	23日	全専各連124回理事会	千代田区	平成29年度事業計画原案、収支予算原案を審議、承認。
	24日	職業実践専門課程官報告示		認定学校数:902校、認定学科数:2,773学科
3月	8日	文部科学省・厚生労働省 平成29年度関係予算及び関連 施策に関する説明会	千代田区	文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室の担当官、厚生労働省職業能力開発局関係課の担当官が、予算や関連施策等を説明
	17日	T C E財団第84回評議員会・ 第124回理事会	千代田区	平成29年度事業計画案、収支予算案等を審議、承認



一般財団法人
職業教育・キャリア教育財団

専修教育 No.38

発行日 2017年3月31日

発行人 福田 益和

編集人 菊田 薫

発行所 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階

TEL : 03(3230)4814 FAX : 03(3230)2688

ISSN 0388-1385

